

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
土木工事標準仕様書（令和4年4月）P41	<p>おけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両を含む。</p> <p>(13) 大型輸送機械による輸送 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工所用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と協議の上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督員に提出しなければならない。</p> <p>(14) 特定港における工事等の許可 受注者は、「港則法」（昭和23年法律第174号）第31条第1項及び第37条の3に基づき、特定港である東京港又はその境界付近で工事又は作業を行う場合は、東京港長及び管区海上保安部の許可を受けなければならない。</p> <p>1. 4. 8 交通誘導警備員の適切な運用</p> <p>受注者は、工事、作業等の規模や内容にかかわらず、交通誘導警備員を配置する場合、次の事項のとおり適切な運用を図らなければならない。</p> <p>ア 交通誘導警備員は、「警備業法」（昭和47年法律第117号）第2条第4項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号に規定する警備業務（「警備員等の検定等に関する規則」（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。）に従事するものとし、常に業務に専念させること。</p> <p>イ 受注者は、「東京都内における交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線」（東京都公安委員会告示（平成30年4月2日 第130号））を遵守し、交通誘導警備業務を行わなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。</p> <p>(7) 警備業者に業務を行わせる場合</p> <p>a 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し</p> <p>b 営業所に配置された安全教育責任者の氏名</p> <p>(イ) 「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合</p> <p>・当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し</p> <p>エ 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等（警備業者の発行する社員証、又は公安委員会から交付された合格証明書）を監督員に提示できるように、常に携帯させること。</p> <p>オ 受注者は、「警備業法施行規則」（昭和58年総理府令第1号）第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、監督員に提示できるように、常に保管しておくこと。</p> <p>1. 4. 9 歩行者通路の確保</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、歩道等で工事を施行する場合、関係官公署の指示及び地元住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路を確保しなければならない。</p> <p>(2) 歩行者通路の設置 受注者は、車道に歩行者通路を設置する場合、堅固な柵等で車道と明確に区分し、その前後に歩行者通路及び矢印を表示した標示板を設置しなければならない。</p>	<p>おけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両を含む。</p> <p>(13) 大型輸送機械による輸送 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工所用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と協議の上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督員に提出しなければならない。</p> <p>(14) 特定港における工事等の許可 受注者は、「港則法」（昭和23年法律第174号）第31条第1項及び第37条の3に基づき、特定港である東京港又はその境界付近で工事又は作業を行う場合は、東京港長及び管区海上保安部の許可を受けなければならない。</p> <p>1. 4. 8 交通誘導警備員の適切な運用</p> <p>受注者は、工事、作業等の規模や内容にかかわらず、交通誘導警備員を配置する場合、次の事項のとおり適切な運用を図らなければならない。</p> <p>ア 交通誘導警備員は、「警備業法」（昭和47年法律第117号）第2条第4項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号に規定する警備業務（「警備員等の検定等に関する規則」（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。）に従事するものとし、常に業務に専念させること。</p> <p>イ 受注者は、「東京都内における交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線」（東京都公安委員会告示（平成30年4月2日 第130号））を遵守し、交通誘導警備業務を行わなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。</p> <p>(7) 警備業者に業務を行わせる場合</p> <p>a 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し</p> <p>b 営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名</p> <p>(イ) 「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合</p> <p>・当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し</p> <p>エ 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等（警備業者の発行する社員証、又は公安委員会から交付された合格証明書）を監督員に提示できるように、常に携帯させること。</p> <p>オ 受注者は、「警備業法施行規則」（昭和58年総理府令第1号）第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、監督員に提示できるように、常に保管しておくこと。</p> <p>1. 4. 9 歩行者通路の確保</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、歩道等で工事を施行する場合、関係官公署の指示及び地元住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路を確保しなければならない。</p> <p>(2) 歩行者通路の設置 受注者は、車道に歩行者通路を設置する場合、堅固な柵等で車道と明確に区分し、その前後に歩行者通路及び矢印を表示した標示板を設置しなければならない。</p>	<p>警備業法中の文言にあわせる対応</p>

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
土木工事 標準仕様 書（令和4 年4月） P123	<p>ー・ポンプ所等）に敷設した光ファイバーケーブルの埋設位置と方向が明らかになる場所を選定し、埋設標示杭を設置しなければならない。</p> <p>なお、詳細な位置関係は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 標示杭の材質、形状、寸法及び設置位置</p> <p>受注者は、標示杭の材質、形状、寸法、設置高等は、附則-15「光ファイバーケーブルの種類と仕様」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8節 既製杭工</p> <p>4. 8. 1 一般事項</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭及びH鋼杭をいう。</p> <p>(2) 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書に特に定めのない事項については、本節及び下記の基準類その他関係基準等によらなければならない。</p> <p>○道路橋示方書（（公社）日本道路協会）</p> <p>○杭基礎施工便覧（（公社）日本道路協会）</p> <p>(3) 試験杭の施工</p> <p>受注者は、試験杭の施工に際して、原則、監督員の立会いの下設計図書に従って試験杭を施工し、設計工法での施工可否、騒音、振動の影響、支持層把握など、施工管理に必要な資料を得なければならない。</p> <p>また、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに設計図書に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の1本を試験杭として施工しなければならない。</p> <p>なお、1本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</p> <p>また、試験杭の施工を行うに当たり、支持地盤等の状況を記録し、その記録及び結果を解析した報告書を速やかに監督員に提出すること。</p> <p>(4) 既製杭工の工法</p> <p>既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法又は回転杭工法とし、取扱いは、設計図書によらなければならない。</p> <p>(5) 施工計画及び施工記録</p> <p>受注者は、施工計画書に次に掲げる事項について記載しなければならない。</p> <p>また、施工に当たり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>ア 要員計画</p> <p>イ 品質や出来形の確認方法（監督員の立会い、中間検査の実施など）</p> <p>ウ 施工記録（記録内容、データ等未取得時の代替手法、保存方法など。受注者は施工記録を10年間保存すること。）</p> <p>エ 打込み杭工法の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定、柱頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）、埋込み杭工法の支持層確認方法（オ</p>	<p>ー・ポンプ所等）に敷設した光ファイバーケーブルの埋設位置と方向が明らかになる場所を選定し、埋設標示杭を設置しなければならない。</p> <p>なお、詳細な位置関係は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 標示杭の材質、形状、寸法及び設置位置</p> <p>受注者は、標示杭の材質、形状、寸法、設置高等は、附則-15「光ファイバーケーブルの種類と仕様」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8節 既製杭工</p> <p>4. 8. 1 一般事項</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>本節は、既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭及びこれらに類する工種（鋼管矢板）について定めるものとする。</p> <p>(2) 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書に特に定めのない事項については、本節及び下記の基準類その他関係基準等によらなければならない。</p> <p>○道路橋示方書（（公社）日本道路協会）</p> <p>○杭基礎施工便覧（（公社）日本道路協会）</p> <p>(3) 試験杭の施工</p> <p>受注者は、試験杭の施工に際して、原則、監督員の立会いの下設計図書に従って試験杭を施工し、設計工法での施工可否、騒音、振動の影響、支持層把握など、施工管理に必要な資料を得なければならない。</p> <p>また、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに設計図書に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の1本を試験杭として施工しなければならない。</p> <p>なお、1本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</p> <p>また、試験杭の施工を行うに当たり、支持地盤等の状況を記録し、その記録及び結果を解析した報告書を速やかに監督員に提出すること。</p> <p>(4) 既製杭工の工法</p> <p>既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法又は回転杭工法とし、取扱いは、設計図書によらなければならない。</p> <p>(5) 施工計画及び施工記録</p> <p>受注者は、施工計画書に次に掲げる事項について記載しなければならない。</p> <p>また、施工に当たり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>ア 要員計画</p> <p>イ 品質や出来形の確認方法（監督員の立会い、中間検査の実施など）</p> <p>ウ 施工記録（記録内容、データ等未取得時の代替手法、保存方法など。受注者は施工記録を10年間保存すること。）</p> <p>エ 打込み杭工法の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定、柱頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）、埋込み杭工法の支持層確認方法（オ</p>	<p>都土木工事標準仕様書に合わせ、鋼管矢板についても記載する。</p>

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
土木工事 標準仕様 書（令和4 年4月） P126	<p style="text-align: center;">4. 8. 3 鋼 杭</p> <p>ンクリートを打ち込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p>(4) 先端処理 受注者は、既製コンクリート杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、「杭基礎施工便覧」（（公社）日本道路協会）に示されている工法技術又はこれと同等の技術によるものとし、受注者は施工に先立ち当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式については、この限りではない。 なお、受注者は施工に先立ち、施工方法について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) セメントミルクの水セメント比 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うに当たり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比が設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引き上げ時に負圧を発生させてボイリングを引き起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。 また、攪拌完了後のオーガの引き上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながらゆっくりと引き上げるものとする。</p> <p>(6) 杭のカットオフ 受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工に当たっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。</p> <p>(1) 現場継手 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手の溶接に当たっては、次の事項によるものとする。 ア 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定、溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定によらなければならない。 イ 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ、現場溶接の施工経験が6カ月以上の者に行わせなければならない。ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ、現場溶接の施工経験が6カ月以上の者に行わせなければならない。 ウ 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。 また、溶接工は資格証明書を常時携帯し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>(1) 現場継手 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手並びに鋼管矢板基礎工における鋼管矢板の溶接に当たっては、次の事項によるものとする。 ア 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定、溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定によらなければならない。 イ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ、現場溶接の施工経験が6カ月以上の者に行わせなければならない。ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ、現場溶接の施工経験が6カ月以上の者に行わせなければならない。 ウ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。 また、溶接工は資格証明書を常時携帯し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。</p>	<p>都土木工事標準仕様書に合わせ、鋼管矢板についても記載する。</p>

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
土木工事標準仕様書（令和4年4月）P127	<p>エ 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計及び電圧計を備え、溶接作業場にて電流調節が可能となるものでなければならない。</p> <p>オ 受注者は、降雪雨時及び強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風はセルフシールドアーク溶接の場合は10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合は2m/sec以内とする。ただし、作業が可能ないように、遮へいした場合には監督員の承諾を得て作業を行うことができる。</p> <p>また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分が全て+36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。</p> <p>カ 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。</p> <p>キ 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、その測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。</p> <p>また、鋼管杭については、附則-16「土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）」の許容値を満足するように施工しなければならない。</p> <p>なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。</p> <p>ク 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された溶接箇所について欠陥の有無の確認を行わなければならない。確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダー又はガウジングなどで完全にはつき取り、再溶接して補修しなければならない。</p> <p>ケ 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接に当たっては、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。</p> <p>コ 受注者は、キ及びクのほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の当該記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時に監督員へ提出しなければならない。</p> <p>サ 受注者は、H鋼杭の溶接に当たっては、まず下杭のフランジの外側に継目板を当て周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建て込み、上下杭軸の一致を確認の上、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は、両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合せ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行うものとする。</p> <p>(2) 杭の運搬・保管</p> <p>受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の運搬・保管に当たっては、杭の表面、H鋼杭のフランジ縁端部、鋼管杭の継手、開先部分等に損傷等を与えないようにしなければならない。</p> <p>また、杭の断面特性を考慮して大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。</p> <p>(3) 杭の頭部の切りそろえ</p> <p>受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止め等を取り付ける時は、確実に施工しなければならない。</p>	<p>エ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接には直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計及び電圧計を備え、溶接作業場にて電流調節が可能となるものでなければならない。</p> <p>オ 受注者は、降雪雨時及び強風時に露地で鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接作業を行ってはならない。風はセルフシールドアーク溶接の場合は10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合は2m/sec以内とする。ただし、作業が可能ないように、遮へいした場合には監督員の承諾を得て作業を行うことができる。</p> <p>また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分が全て+36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。</p> <p>カ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。</p> <p>キ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、その測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。</p> <p>また、鋼管杭については、附則-16「土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）」の許容値を満足するように施工しなければならない。</p> <p>なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。</p> <p>ク 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された溶接箇所について欠陥の有無の確認を行わなければならない。確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダー又はガウジングなどで完全にはつき取り、再溶接して補修しなければならない。</p> <p>ケ 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接に当たっては、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。</p> <p>コ 受注者は、キ及びクのほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の当該記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時に監督員へ提出しなければならない。</p> <p>サ 受注者は、H鋼杭の溶接に当たっては、まず下杭のフランジの外側に継目板を当て周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建て込み、上下杭軸の一致を確認の上、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は、両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合せ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行うものとする。</p> <p>(2) 杭・矢板の運搬・保管</p> <p>受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の運搬・保管に当たっては、杭・矢板の表面、継手、開先部分、H鋼杭のフランジ縁端部等に損傷等を与えないようにしなければならない。</p> <p>また、杭・矢板の断面特性を考慮して大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。</p> <p>(3) 杭・矢板の頭部の切りそろえ</p> <p>受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の頭部を切りそろえる場合には、杭・矢板の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止め等を取り付ける時は、確実に施工しなければならない。</p>	都土木工事標準仕様書に合わせて、鋼管矢板についても記載する。

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前					読み替え後					備考																																																																																																																													
土木工事標準仕様書（令和4年4月）P236 附則-7	- 236 -					- 236 -					建設局工事記録写真撮影基準を参考に、「既設杭工-鋼管矢板基礎工」についても記載する。																																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th></th> <th>撮影項目・撮影箇所及び内容</th> <th>撮影頻度</th> <th>撮影時期</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">躯体工</td> <td rowspan="3">開口部</td> <td>施工状況</td> <td>1 施工箇所につき 1 回</td> <td>施工中</td> <td>コンクリート打設、締固状況等</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td rowspan="2">1 施工箇所につき 1 回</td> <td rowspan="2">施工後</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">躯体工</td> <td rowspan="3">ゲート用開口部・可動堰用開口部</td> <td>施工状況</td> <td>1 施工箇所につき 1 回</td> <td>施工中</td> <td>コンクリート打設、締固状況等</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td rowspan="2">1 施工箇所につき 1 回</td> <td rowspan="2">施工後</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">越流樋工</td> <td rowspan="5">流出トラフ</td> <td>施工状況</td> <td>1 施工箇所につき 1 回</td> <td>施工中</td> <td>コンクリート打設、締固状況等</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td rowspan="4">1 施工箇所につき 1 回</td> <td rowspan="4">施工後</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">越流堰板工</td> <td rowspan="4">越流堰</td> <td>施工状況</td> <td>1 施工箇所につき 1 回</td> <td>施工中</td> <td>コンクリート打設、締固状況等</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td rowspan="3">1 施工箇所につき 1 回</td> <td rowspan="3">施工後</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	工種		撮影項目・撮影箇所及び内容	撮影頻度	撮影時期	摘要	躯体工	開口部	施工状況		1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等	幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—	高さ	—	躯体工	ゲート用開口部・可動堰用開口部	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等	幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—	高さ	—	越流樋工	流出トラフ	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等	幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—	高さ	—	厚さ	—	長さ	—	越流堰板工	越流堰	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等	幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—	高さ	—	長さ	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th></th> <th>撮影項目・撮影箇所及び内容</th> <th>撮影頻度</th> <th>撮影時期</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">躯体工</td> <td rowspan="3">開口部</td> <td>施工状況</td> <td>1 施工箇所につき 1 回</td> <td>施工中</td> <td>コンクリート打設、締固状況等</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td rowspan="2">1 施工箇所につき 1 回</td> <td rowspan="2">施工後</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">躯体工</td> <td rowspan="3">ゲート用開口部・可動堰用開口部</td> <td>施工状況</td> <td>1 施工箇所につき 1 回</td> <td>施工中</td> <td>コンクリート打設、締固状況等</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td rowspan="2">1 施工箇所につき 1 回</td> <td rowspan="2">施工後</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">越流樋工</td> <td rowspan="5">流出トラフ</td> <td>施工状況</td> <td>1 施工箇所につき 1 回</td> <td>施工中</td> <td>コンクリート打設、締固状況等</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td rowspan="4">1 施工箇所につき 1 回</td> <td rowspan="4">施工後</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">越流堰板工</td> <td rowspan="4">越流堰</td> <td>施工状況</td> <td>1 施工箇所につき 1 回</td> <td>施工中</td> <td>コンクリート打設、締固状況等</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td rowspan="3">1 施工箇所につき 1 回</td> <td rowspan="3">施工後</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">既設杭工</td> <td rowspan="4">鋼管矢板基礎工</td> <td>施工状況</td> <td>適宜</td> <td>施工前、中、後</td> <td rowspan="4">数量は全体数量がわかるように撮影する。</td> </tr> <tr> <td>基準高（床付け丁張からの下がり等）</td> <td>1 施工箇所につき 1 箇所以上</td> <td>施工前、後</td> </tr> <tr> <td>偏心量</td> <td>1 施工箇所につき 1 箇所以上</td> <td>打込後</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>全数</td> <td>施工後</td> </tr> </tbody> </table>	工種		撮影項目・撮影箇所及び内容	撮影頻度	撮影時期	摘要	躯体工	開口部	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等	幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—	高さ	—	躯体工	ゲート用開口部・可動堰用開口部	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等	幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—	高さ	—	越流樋工	流出トラフ	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等	幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—	高さ	—	厚さ	—	長さ	—	越流堰板工	越流堰	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等	幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—	高さ	—	長さ	—	既設杭工	鋼管矢板基礎工	施工状況	適宜	施工前、中、後	数量は全体数量がわかるように撮影する。	基準高（床付け丁張からの下がり等）	1 施工箇所につき 1 箇所以上	施工前、後	偏心量	1 施工箇所につき 1 箇所以上	打込後	数量
工種		撮影項目・撮影箇所及び内容	撮影頻度	撮影時期	摘要																																																																																																																																			
躯体工	開口部	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等																																																																																																																																			
		幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—																																																																																																																																			
		高さ			—																																																																																																																																			
躯体工	ゲート用開口部・可動堰用開口部	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等																																																																																																																																			
		幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—																																																																																																																																			
		高さ			—																																																																																																																																			
越流樋工	流出トラフ	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等																																																																																																																																			
		幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—																																																																																																																																			
		高さ			—																																																																																																																																			
		厚さ			—																																																																																																																																			
		長さ			—																																																																																																																																			
越流堰板工	越流堰	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等																																																																																																																																			
		幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—																																																																																																																																			
		高さ			—																																																																																																																																			
		長さ			—																																																																																																																																			
工種		撮影項目・撮影箇所及び内容	撮影頻度	撮影時期	摘要																																																																																																																																			
躯体工	開口部	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等																																																																																																																																			
		幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—																																																																																																																																			
		高さ			—																																																																																																																																			
躯体工	ゲート用開口部・可動堰用開口部	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等																																																																																																																																			
		幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—																																																																																																																																			
		高さ			—																																																																																																																																			
越流樋工	流出トラフ	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等																																																																																																																																			
		幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—																																																																																																																																			
		高さ			—																																																																																																																																			
		厚さ			—																																																																																																																																			
		長さ			—																																																																																																																																			
越流堰板工	越流堰	施工状況	1 施工箇所につき 1 回	施工中	コンクリート打設、締固状況等																																																																																																																																			
		幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後	—																																																																																																																																			
		高さ			—																																																																																																																																			
		長さ			—																																																																																																																																			
既設杭工	鋼管矢板基礎工	施工状況	適宜	施工前、中、後	数量は全体数量がわかるように撮影する。																																																																																																																																			
		基準高（床付け丁張からの下がり等）	1 施工箇所につき 1 箇所以上	施工前、後																																																																																																																																				
		偏心量	1 施工箇所につき 1 箇所以上	打込後																																																																																																																																				
		数量	全数	施工後																																																																																																																																				

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
土木工事 標準仕様 書（令和4 年4月） P352 附則-18	<p style="text-align: center;">附則— 18 建設副産物施工計画書記載要領</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 受注者は、工事着手に当たっては、施工段階におけるリサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 様式は、A4判タテで横書きとする。</p> <p>(3) 分冊で提出することも可能とする。分冊の場合は、工事番号、工事件名、工事場所、現場代理人氏名、監理技術者又は主任技術者氏名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記すこと。</p> <p>2 記載事項</p> <p>施工計画書の記載事項及び記載順序は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等</p> <p>建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量(直接最終処分する場合に限る。)、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他</p> <p>(2) 運搬・処理業者名</p> <p>業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地</p> <p>(3) 現場での分別</p> <p>工事現場はもとより、現場事務所や作業員宿舎における紙、生ごみ、カン、ビン類、その他の一搬廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等</p> <p>(4) 解体工事計画</p> <p>工事本体が解体工事の場合又は工事の一部に解体工事を含む場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（監理技術者又は主任技術者氏名）、分別解体の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法</p> <p>(5) 工事記録写真撮影計画</p> <p>工事記録写真の撮影内容及び頻度は、（附則—7）工事記録写真撮影要領によるものとする。</p> <p>3 施工計画書の添付書類</p> <p>施工計画書には、以下の関係書類を添付する。</p> <p>(1) 「再生資源利用計画書」</p> <p>再生資源利用計画書は、建設資材（土砂、砕石、アスファルト混合物）を現場に搬入し利用する場合に作成する。</p> <p>なお、作成対象になる工事については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 土砂を搬入する工事</p> <p>イ 砕石を搬入する工事</p> <p>ウ 加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>(2) 「再生資源利用促進計画書」</p> <p>再生資源利用促進計画書は、建設副産物のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト</p>	<p style="text-align: center;">附則— 18 建設副産物施工計画書記載要領</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 受注者は、工事着手に当たっては、施工段階におけるリサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 様式は、A4判タテで横書きとする。</p> <p>(3) 分冊で提出することも可能とする。分冊の場合は、工事番号、工事件名、工事場所、現場代理人氏名、監理技術者又は主任技術者氏名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記すこと。</p> <p>2 記載事項</p> <p>施工計画書の記載事項及び記載順序は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等</p> <p>建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量(直接最終処分する場合に限る。)、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他</p> <p>(2) 運搬・処理業者名</p> <p>業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地</p> <p>(3) 現場での分別</p> <p>工事現場はもとより、現場事務所や作業員宿舎における紙、生ごみ、カン、ビン類、その他の一搬廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等</p> <p>(4) 解体工事計画</p> <p>工事本体が解体工事の場合又は工事の一部に解体工事を含む場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（監理技術者又は主任技術者氏名）、分別解体の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法</p> <p>(5) 工事記録写真撮影計画</p> <p>工事記録写真の撮影内容及び頻度は、（附則—7）工事記録写真撮影要領によるものとする。</p> <p>3 施工計画書の添付書類</p> <p>施工計画書には、以下の関係書類を添付する。</p> <p>(1) 「再生資源利用計画書」</p> <p>再生資源利用計画書は、建設資材（土砂、砕石、アスファルト混合物）を現場に搬入し利用する場合に「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成する。</p> <p>なお、作成対象になる工事については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 土砂を搬入する工事</p> <p>イ 砕石を搬入する工事</p> <p>ウ 加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>(2) 「再生資源利用促進計画書」</p> <p>再生資源利用促進計画書は、建設副産物のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト</p>	<p>R6.4 リサイクル ガイドライン との整合</p>

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
土木工事標準仕様書（令和4年4月）P353 附則-18	<p>塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物等を搬出する場合に作成する。 なお、作成対象になる工事については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 建設発生土を搬入する工事 イ コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材及び建設混合廃棄物を搬出する工事 ウ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を1品目当たり1トン以上搬出する工事</p> <p>(3) 「建設発生土搬出のお知らせ」 関東地域における協議会共通の取組として、建設発生土の再利用や適正処理を図ることを目的として、建設発生土の受入地のある区市町村に対して情報提供を行っている。 受注者は、「建設発生土搬出のお知らせ」を3部作成し、1部を受入地のある区市町村の建設発生土担当窓口宛てに郵送、FAX等で提供し、1部を施工計画書に含めて監督員に提出、1部を自ら保管する。</p> <p>ア 対象工事 建設発生土を100m³以上搬出する工事を対象とする。</p> <p>イ 提出先 別途に定める東京都リサイクルガイドラインの「建設発生土搬出先への情報提供先リスト」による。</p> <p>ウ 適用除外 受入機関のうち、「新海面処分場」及び「海面処分場」については、造成された土地の帰属が未確定であることから、対象外とする。 なお、搬出先の都県又は区市町村に建設発生土に関する条例が制定されている場合には、その定めに従い必要な手続を行う。</p> <p>(4) 収集運搬、処理業者（中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は中間処理業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含める。）の許可証の写し</p> <p>(5) 廃棄物処理委託契約書の写し 受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処理業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付する。</p> <p>(6) 運搬ルート図 (7) 使用するマニフェストの様式</p>	<p>塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物等を搬出する場合にCOBRISに必要なデータを入力して作成する。 なお、作成対象になる工事については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 建設発生土を搬入する工事 イ コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材及び建設混合廃棄物を搬出する工事 ウ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を1品目当たり1トン以上搬出する工事</p> <p>(3) 「建設発生土搬出のお知らせ」 受注者は、本工事から建設発生土を搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付しなければならない。</p> <p>ア 対象工事 建設発生土を100m³以上搬出する工事を対象とする。</p> <p>イ 提出先 別途に定める東京都リサイクルガイドラインの「建設発生土搬出先への情報提供先リスト」による。民間受入地の場合、受注者が当該民間受入地の所在する市町村に問い合わせるものとする。</p> <p>ウ 適用除外 受入機関のうち、「新海面処分場」及び「海面処分場」については、造成された土地の帰属が未確定であることから、対象外とする。</p> <p>なお、搬出先の都県又は区市町村に建設発生土に関する条例が制定されている場合には、その定めに従い必要な手続を行う。</p> <p>(4) 収集運搬、処理業者（中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は中間処理業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含める。）の許可証の写し</p> <p>(5) 廃棄物処理委託契約書の写し 受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処理業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付する。</p> <p>(6) 運搬ルート図 (7) 使用するマニフェストの様式</p>	R6.4 リサイクルガイドラインとの整合

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
土木工事標準仕様書（令和4年4月） P389	<p style="text-align: center;">附則－27 管きよ設計CADデータ電子納品について</p> <p>1 目的</p> <p>—東京都下水道局（以下「当局」という。）と受注者間でやり取りされている従来の図面情報等を電子情報化することにより、業務執行の効率化、建設コスト縮減、品質の向上などを目的として行うものである。—</p> <p>2 電子納品の定義</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果品を電子データ（図面）で納品することをいう。ここでいう電子データ（図面）とは、「東京都下水道局管きよ設計CADデータ標準仕様（案）」に基づいたCADソフトを使用し、作成した図面のことをいう。</p> <p>3 成果品の提出</p> <p>受託者（受注者）は、設計CADデータ電子納品について、下記事項に留意すること。</p> <p>—（1）電子成果品がハードディスク上で「東京都下水道局管きよ設計CADデータ標準仕様（案）」に基づいたCAD製図基準どおりに整理されていることを確認すること。—</p> <p>（2）電子データ（図面）を電子媒体（CD-R又はDVD-R）（以下「CD-R等」という。）で2部提出すること。</p> <p>なお、交換標準データのほかに、図面を作成・編集したCADソフトのデータも提出すること。</p> <p>また、「紙」による図面も提出すること。</p> <p>—（3）納品前には、設計CADデータのエラーチェックを行い、エラーがないことを確認した上で、エラーチェックの結果を担当者（監督員）等に提出すること。—</p> <p>また、担当者（監督員）等による交換標準データ検証を受け、エラーがある場合には、内容を確認し修正を行うこと。</p> <p>（4）納品すべき成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">附則－27 図面CADデータ電子納品について</p> <p>1 電子納品の定義</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果品を電子データ（図面）で納品することをいう。ここでいう電子データ（図面）とは、「枝線再構築製図基準」に基づき、作成した図面のことをいう。</p> <p>2 成果品の提出</p> <p>受託者（受注者）は、図面CADデータ電子納品について、下記事項に留意すること。</p> <p>（1）電子データ（図面）を電子媒体（CD-R又はDVD-R）（以下「CD-R等」という。）で2部提出すること。</p> <p>（2）提出するデータ形式は以下のとおりとする。また、「紙」による図面も提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SXF（P21）形式 ・図面を作成・編集したCADソフトのオリジナルデータ ・Tiffデータ（※工事のみ。詳細は「土木工事標準仕様書（東京都下水道局）」 附則-13 工事完了図電子データ作成要領（案）参照） <p>（3）納品すべき成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行うこと。</p> <p>（4）ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用すること。</p> <p>（5）最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。</p> <p>（6）CD-R等への書込みは、追記ができない形式で行うこと。</p> <p>（7）CD-R等の論理フォーマットは、ISO9660（レベル1）、Joliet及びUDFを原則とする。</p> <p>（8）ケース及びCD-R等に必要項目を記載し（別紙1参照）、必ず当局の確認を受けること。</p> <p>（9）納品に当たっては、別紙2を提出すること。</p> <p>（10）図面CADデータ電子納品に係わる費用は、受託者（受注者）の負担とする。</p>	<p>管きよ設計CADによる電子納品から図面CADデータ（SXF(P21)データ形式）による電子納品への変更に伴う対応</p>

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
土木工事 標準仕様 書（令和4 年4月） P390	<p>(5) ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用すること。</p> <p>(6) 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。</p> <p>(7) CD-R等への書込みは、追記ができない形式で行うこと。</p> <p>(8) CD-R等の論理フォーマットは、ISO9660（レベル1）、Joliet及びUDFを原則とする。</p> <p>(9) ケース及びCD-R等に必要項目を記載し（別紙1参照）、必ず当局の確認を受けること。</p> <p>(10) 納品に当たっては、別紙2を提出すること。</p> <p>(11) 設計CADデータ電子納品に係わる費用は、受託者(受注者)の負担とする。</p> <p>4 既設管関連データの提供</p> <p>受託者(受注者)は、当局が貸与した下水道台帳情報システムの既設管関連データ（CD-R等）を使用すること。データの貸与に当たっては、別紙3を提出すること。</p> <p>5 著作権の取扱い</p> <p>この契約により作成される成果物の取扱いは、以下の定めるところによる。</p> <p>(1) 受託者(受注者)は、著作権法（昭和45年法律第48号）第二章第三節第二款に規定する権利を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ当局の承諾を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 受託者(受注者)は、著作権法第二章第三節第三款に規定する権利を、当局に無償で譲渡するものとする。</p> <p>6 東京都下水道局管きよ設計CADデータ標準仕様について</p> <p>「東京都下水道局管きよ設計CADデータ標準仕様（案）」については、当局ホームページを参照すること。</p>	<p>3 既設管関連データの提供</p> <p>受託者(受注者)は、当局が貸与した下水道台帳情報システムの既設管関連データ（CD-R等）を使用すること。データの貸与に当たっては、別紙3を提出すること。</p>	<p>管きよ設計CADによる電子納品から図面CADデータ（SXF(P21)データ形式）による電子納品への変更に伴う対応</p>

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
土木工事標準仕様書（令和4年4月） P391	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">電子媒体への記載例（ケース用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>CORINS 登録番号：○○○○○○○ 工事番号：○○第○○○○○号 工事件名：○○○○○ 工 期：○○年○月○日～○○年○月○日 発注者：東京都下水道局○○事務所 受託者（受注者）：○○○○株式会社</p> </div> <p style="text-align: center;">電子媒体への記載例</p>  <p>・ CD-R 等には、直接印刷、ラベルを印刷したもの（シール）を貼付、又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意すること。 ・ シールによっては温湿度の変化で伸縮し、CD-R 等に損傷を与えることがあるので、伸縮性の低いシールを選択するように注意すること。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">電子媒体への記載例（ケース用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>CORINS 登録番号：○○○○○○○ 工事番号：○○第○○○○○号 工事件名：○○○○○ 工 期：○○年○月○日～○○年○月○日 発注者：東京都下水道局○○事務所 受託者（受注者）：○○○○株式会社</p> </div> <p style="text-align: center;">電子媒体への記載例</p>  <p>・ CD-R 等には、直接印刷、ラベルを印刷したもの（シール）を貼付、又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意すること。 ・ シールによっては温湿度の変化で伸縮し、CD-R 等に損傷を与えることがあるので、伸縮性の低いシールを選択するように注意すること。</p>	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考																																																																																								
土木工事標準仕様書（令和4年4月） P392	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">管きよ設計CADデータ電子媒体納品書</p> <p>東京都下水道局長又は 東京都下水道局〇〇事務所長 殿</p> <p style="text-align: center;">受託者(受注者)住所： 氏名： <small>法人の場合は名称及び代表者の氏名</small></p> <p>下記のとおり「東京都下水道局管きよ設計CADデータ標準仕様（案）」に基づきCADによる図面の電子媒体を納品します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">文書番号 (契約番号)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">TECRIS 登録番号 (CORINS 登録番号)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>委託（工事）件名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>契約年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td>履行期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>電子媒体の種類</td> <td style="text-align: center;">規 格</td> <td style="text-align: center;">単 位</td> <td style="text-align: center;">数 量</td> </tr> <tr> <td>CD-R・DVD-R</td> <td></td> <td style="text-align: center;">枚</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">ウイルスチェックに対する事項</td> </tr> <tr> <td>ウイルス対策ソフト名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ウイルス（パターンファイル）定義</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〇〇〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> </div>	文書番号 (契約番号)		TECRIS 登録番号 (CORINS 登録番号)		委託（工事）件名				契約金額				契約年月日	年 月 日	履行期間	年 月 日～ 年 月 日	電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量	CD-R・DVD-R		枚	年 月 日	ウイルスチェックに対する事項				ウイルス対策ソフト名				ウイルス（パターンファイル）定義	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日											<p style="text-align: right;">別紙2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">図面CADデータ電子媒体納品書</p> <p>東京都下水道局長又は 東京都下水道局〇〇事務所長 殿</p> <p style="text-align: center;">受託者(受注者)住所： 氏名： <small>法人の場合は名称及び代表者の氏名</small></p> <p>下記のとおり図面CADデータの電子媒体を納品します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">文書番号 (契約番号)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">TECRIS 登録番号 (CORINS 登録番号)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>委託（工事）件名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>契約年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td>履行期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>電子媒体の種類</td> <td style="text-align: center;">規 格</td> <td style="text-align: center;">単 位</td> <td style="text-align: center;">数 量</td> </tr> <tr> <td>CD-R・DVD-R</td> <td></td> <td style="text-align: center;">枚</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">ウイルスチェックに対する事項</td> </tr> <tr> <td>ウイルス対策ソフト名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ウイルス（パターンファイル）定義</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〇〇〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> </div>	文書番号 (契約番号)		TECRIS 登録番号 (CORINS 登録番号)		委託（工事）件名				契約金額				契約年月日	年 月 日	履行期間	年 月 日～ 年 月 日	電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量	CD-R・DVD-R		枚	年 月 日	ウイルスチェックに対する事項				ウイルス対策ソフト名				ウイルス（パターンファイル）定義	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日											<p>管きよ設計CADによる電子納品から図面CADデータ（SXF(P21)データ形式）による電子納品への変更に伴う対応</p>
文書番号 (契約番号)		TECRIS 登録番号 (CORINS 登録番号)																																																																																									
委託（工事）件名																																																																																											
契約金額																																																																																											
契約年月日	年 月 日	履行期間	年 月 日～ 年 月 日																																																																																								
電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量																																																																																								
CD-R・DVD-R		枚	年 月 日																																																																																								
ウイルスチェックに対する事項																																																																																											
ウイルス対策ソフト名																																																																																											
ウイルス（パターンファイル）定義	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																										
文書番号 (契約番号)		TECRIS 登録番号 (CORINS 登録番号)																																																																																									
委託（工事）件名																																																																																											
契約金額																																																																																											
契約年月日	年 月 日	履行期間	年 月 日～ 年 月 日																																																																																								
電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量																																																																																								
CD-R・DVD-R		枚	年 月 日																																																																																								
ウイルスチェックに対する事項																																																																																											
ウイルス対策ソフト名																																																																																											
ウイルス（パターンファイル）定義	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																										

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
土木工事 標準仕様 書（令和4 年4月） P393	<p style="text-align: right;">別紙3</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">借 用 書</p> <p>東京都下水道局長又は 東京都下水道局〇〇事務所長 殿</p> <p style="text-align: center;">受託者(受注者)住所：</p> <p style="text-align: center;">氏名：</p> <p style="text-align: center;"><small>法人の場合は名称及び代表者の氏名</small></p> <p>下記委託（工事）において、使用する下水道台帳情報システムの出力 データ（既設管関連データ）を借用します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 委託(工事)件名</p> <p>2 契約番号</p> <p>3 契約年月日</p> <p>4 誓約事項</p> <p>1) 借用した電子媒体は、厳重に保管し、破損、紛失等が生じないように管理すると 共に第三者への転貸、複写及び複製、譲渡等のないように秘密の保持に十分注意 します。</p>	<p style="text-align: right;">別紙3</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">借 用 書</p> <p>東京都下水道局長又は 東京都下水道局〇〇事務所長 殿</p> <p style="text-align: center;">受託者(受注者)住所：</p> <p style="text-align: center;">氏名：</p> <p style="text-align: center;"><small>法人の場合は名称及び代表者の氏名</small></p> <p>下記委託（工事）において、使用する下水道台帳情報システムの出力 データ（既設管関連データ）を借用します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 委託(工事)件名</p> <p>2 契約番号</p> <p>3 契約年月日</p> <p>4 誓約事項</p> <p>1) 借用した電子媒体は、厳重に保管し、破損、紛失等が生じないように管理すると 共に第三者への転貸、複写及び複製、譲渡等のないように秘密の保持に十分注意 します。</p>	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前					読み替え後					備考																																																																																																																										
土木工事標準仕様書（令和4年4月） P399 附則-29	附則－29 段階確認項目一覧（案）					附則－29 段階確認項目一覧（案）																																																																																																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">細別</th> <th style="width: 10%;">確認時期</th> <th style="width: 20%;">確認事項</th> <th style="width: 10%;">適用工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指定仮設</td> <td rowspan="2">山留工</td> <td>打設時</td> <td>使用材料の規格・長さ、打設機械の確認</td> <td rowspan="4">立坑工事 センター・ポンプ所工事</td> </tr> <tr> <td>掘削完了時</td> <td>出来形</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">地中連続壁工 (壁式) (柱列式)</td> <td>施工時</td> <td>掘削の垂直精度、掘削深度の検尺 安定液の配合、コンクリートの配合 湧水・漏水の状況</td> </tr> <tr> <td>掘削完了時</td> <td>出来形</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補助地盤改良工</td> <td rowspan="2">粉体噴射攪拌杭工 高圧噴射攪拌杭工 セメントミルク攪拌工 生石灰パイル工</td> <td>施工時</td> <td>使用材料 掘削深度</td> <td rowspan="4">立坑工事 センター・ポンプ所工事</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高、位置、間隔、杭径</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">薬液注入工</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、掘削深度、注入量</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>効果の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地下水位低下工</td> <td rowspan="2">ウェルポイント工 ディープウェル工</td> <td>設置完了時</td> <td rowspan="2">段数、ピッチ、深度、延長 排水量、放流先</td> <td rowspan="4">立坑工事 センター・ポンプ所工事</td> </tr> <tr> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>設置完了時</td> <td rowspan="2">本数、深度、ポンプ能力、排水設備等 排水量・放流先</td> </tr> <tr> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土工</td> <td rowspan="2">掘削工 埋戻し工</td> <td>床掘掘削完了時</td> <td>掘削出来形</td> <td rowspan="2">立坑工事 センター・ポンプ所工事</td> </tr> <tr> <td>埋戻し前</td> <td>構造物の設置状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">既製杭工</td> <td rowspan="3">打込杭 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)</td> <td>打込み時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力</td> <td rowspan="8"></td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高、偏心量</td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時</td> <td>杭頭処理状況、杭頭補強鉄筋</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中掘杭 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)</td> <td>打込み時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力（打撃後方のみ）</td> </tr> <tr> <td>掘削完了時</td> <td>掘削長さ、杭の先端土質</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高、偏心量</td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時</td> <td>杭頭処理状況、杭頭補強鉄筋</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認事項	適用工事	指定仮設	山留工	打設時	使用材料の規格・長さ、打設機械の確認		立坑工事 センター・ポンプ所工事	掘削完了時	出来形		地中連続壁工 (壁式) (柱列式)	施工時	掘削の垂直精度、掘削深度の検尺 安定液の配合、コンクリートの配合 湧水・漏水の状況	掘削完了時	出来形	補助地盤改良工	粉体噴射攪拌杭工 高圧噴射攪拌杭工 セメントミルク攪拌工 生石灰パイル工	施工時	使用材料 掘削深度	立坑工事 センター・ポンプ所工事	施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径	薬液注入工	施工時	使用材料、掘削深度、注入量	施工完了時	効果の確認	地下水位低下工	ウェルポイント工 ディープウェル工	設置完了時	段数、ピッチ、深度、延長 排水量、放流先	立坑工事 センター・ポンプ所工事	施工時			設置完了時	本数、深度、ポンプ能力、排水設備等 排水量・放流先	施工時	土工	掘削工 埋戻し工	床掘掘削完了時	掘削出来形	立坑工事 センター・ポンプ所工事	埋戻し前	構造物の設置状況	既製杭工	打込杭 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力		施工完了時	基準高、偏心量	杭頭処理完了時	杭頭処理状況、杭頭補強鉄筋	中掘杭 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力（打撃後方のみ）	掘削完了時	掘削長さ、杭の先端土質	施工完了時	基準高、偏心量	杭頭処理完了時	杭頭処理状況、杭頭補強鉄筋	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">細別</th> <th style="width: 10%;">確認時期</th> <th style="width: 20%;">確認事項</th> <th style="width: 10%;">適用工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指定仮設</td> <td rowspan="2">山留工</td> <td>打設時</td> <td>使用材料の規格・長さ、打設機械の確認</td> <td rowspan="4">立坑工事 センター・ポンプ所工事</td> </tr> <tr> <td>掘削完了時</td> <td>出来形</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">地中連続壁工 (壁式) (柱列式)</td> <td>施工時</td> <td>掘削の垂直精度、掘削深度の検尺 安定液の配合、コンクリートの配合 湧水・漏水の状況</td> </tr> <tr> <td>掘削完了時</td> <td>出来形</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補助地盤改良工</td> <td rowspan="2">粉体噴射攪拌杭工 高圧噴射攪拌杭工 セメントミルク攪拌工 生石灰パイル工</td> <td>施工時</td> <td>使用材料 掘削深度</td> <td rowspan="4">立坑工事 センター・ポンプ所工事</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高、位置、間隔、杭径</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">薬液注入工</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、掘削深度、注入量</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>効果の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地下水位低下工</td> <td rowspan="2">ウェルポイント工 ディープウェル工</td> <td>設置完了時</td> <td rowspan="2">段数、ピッチ、深度、延長 排水量、放流先</td> <td rowspan="4">立坑工事 センター・ポンプ所工事</td> </tr> <tr> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>設置完了時</td> <td rowspan="2">本数、深度、ポンプ能力、排水設備等 排水量・放流先</td> </tr> <tr> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土工</td> <td rowspan="2">掘削工 埋戻し工</td> <td>床掘掘削完了時</td> <td>掘削出来形</td> <td rowspan="2">立坑工事 センター・ポンプ所工事</td> </tr> <tr> <td>埋戻し前</td> <td>構造物の設置状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">既製杭工</td> <td rowspan="3">打込杭 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) (鋼管矢板)</td> <td>打込み時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力</td> <td rowspan="8"></td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高、偏心量</td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時</td> <td>杭頭処理状況、杭頭補強鉄筋</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中掘杭 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) (鋼管矢板)</td> <td>打込み時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力（打撃後方のみ）</td> </tr> <tr> <td>掘削完了時</td> <td>掘削長さ、杭の先端土質</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高、偏心量</td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時</td> <td>杭頭処理状況、杭頭補強鉄筋</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認事項	適用工事	指定仮設	山留工	打設時	使用材料の規格・長さ、打設機械の確認	立坑工事 センター・ポンプ所工事	掘削完了時	出来形		地中連続壁工 (壁式) (柱列式)	施工時	掘削の垂直精度、掘削深度の検尺 安定液の配合、コンクリートの配合 湧水・漏水の状況	掘削完了時	出来形	補助地盤改良工	粉体噴射攪拌杭工 高圧噴射攪拌杭工 セメントミルク攪拌工 生石灰パイル工	施工時	使用材料 掘削深度	立坑工事 センター・ポンプ所工事	施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径	薬液注入工	施工時	使用材料、掘削深度、注入量	施工完了時	効果の確認	地下水位低下工	ウェルポイント工 ディープウェル工	設置完了時	段数、ピッチ、深度、延長 排水量、放流先	立坑工事 センター・ポンプ所工事	施工時			設置完了時	本数、深度、ポンプ能力、排水設備等 排水量・放流先	施工時	土工	掘削工 埋戻し工	床掘掘削完了時	掘削出来形	立坑工事 センター・ポンプ所工事	埋戻し前	構造物の設置状況	既製杭工	打込杭 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) (鋼管矢板)	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力		施工完了時	基準高、偏心量	杭頭処理完了時	杭頭処理状況、杭頭補強鉄筋	中掘杭 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) (鋼管矢板)	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力（打撃後方のみ）	掘削完了時	掘削長さ、杭の先端土質	施工完了時	基準高、偏心量
種別	細別	確認時期	確認事項	適用工事																																																																																																																																	
指定仮設	山留工	打設時	使用材料の規格・長さ、打設機械の確認	立坑工事 センター・ポンプ所工事																																																																																																																																	
		掘削完了時	出来形																																																																																																																																		
	地中連続壁工 (壁式) (柱列式)	施工時	掘削の垂直精度、掘削深度の検尺 安定液の配合、コンクリートの配合 湧水・漏水の状況																																																																																																																																		
		掘削完了時	出来形																																																																																																																																		
補助地盤改良工	粉体噴射攪拌杭工 高圧噴射攪拌杭工 セメントミルク攪拌工 生石灰パイル工	施工時	使用材料 掘削深度	立坑工事 センター・ポンプ所工事																																																																																																																																	
		施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径																																																																																																																																		
	薬液注入工	施工時	使用材料、掘削深度、注入量																																																																																																																																		
		施工完了時	効果の確認																																																																																																																																		
地下水位低下工	ウェルポイント工 ディープウェル工	設置完了時	段数、ピッチ、深度、延長 排水量、放流先	立坑工事 センター・ポンプ所工事																																																																																																																																	
		施工時																																																																																																																																			
		設置完了時	本数、深度、ポンプ能力、排水設備等 排水量・放流先																																																																																																																																		
		施工時																																																																																																																																			
土工	掘削工 埋戻し工	床掘掘削完了時	掘削出来形	立坑工事 センター・ポンプ所工事																																																																																																																																	
		埋戻し前	構造物の設置状況																																																																																																																																		
既製杭工	打込杭 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力																																																																																																																																		
		施工完了時	基準高、偏心量																																																																																																																																		
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況、杭頭補強鉄筋																																																																																																																																		
	中掘杭 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力（打撃後方のみ）																																																																																																																																		
		掘削完了時	掘削長さ、杭の先端土質																																																																																																																																		
		施工完了時	基準高、偏心量																																																																																																																																		
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況、杭頭補強鉄筋																																																																																																																																		
	種別	細別	確認時期		確認事項	適用工事																																																																																																																															
指定仮設	山留工	打設時	使用材料の規格・長さ、打設機械の確認	立坑工事 センター・ポンプ所工事																																																																																																																																	
		掘削完了時	出来形																																																																																																																																		
	地中連続壁工 (壁式) (柱列式)	施工時	掘削の垂直精度、掘削深度の検尺 安定液の配合、コンクリートの配合 湧水・漏水の状況																																																																																																																																		
		掘削完了時	出来形																																																																																																																																		
補助地盤改良工	粉体噴射攪拌杭工 高圧噴射攪拌杭工 セメントミルク攪拌工 生石灰パイル工	施工時	使用材料 掘削深度	立坑工事 センター・ポンプ所工事																																																																																																																																	
		施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径																																																																																																																																		
	薬液注入工	施工時	使用材料、掘削深度、注入量																																																																																																																																		
		施工完了時	効果の確認																																																																																																																																		
地下水位低下工	ウェルポイント工 ディープウェル工	設置完了時	段数、ピッチ、深度、延長 排水量、放流先	立坑工事 センター・ポンプ所工事																																																																																																																																	
		施工時																																																																																																																																			
		設置完了時	本数、深度、ポンプ能力、排水設備等 排水量・放流先																																																																																																																																		
		施工時																																																																																																																																			
土工	掘削工 埋戻し工	床掘掘削完了時	掘削出来形	立坑工事 センター・ポンプ所工事																																																																																																																																	
		埋戻し前	構造物の設置状況																																																																																																																																		
既製杭工	打込杭 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) (鋼管矢板)	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力																																																																																																																																		
		施工完了時	基準高、偏心量																																																																																																																																		
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況、杭頭補強鉄筋																																																																																																																																		
	中掘杭 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) (鋼管矢板)	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力（打撃後方のみ）																																																																																																																																		
		掘削完了時	掘削長さ、杭の先端土質																																																																																																																																		
		施工完了時	基準高、偏心量																																																																																																																																		
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況、杭頭補強鉄筋																																																																																																																																		

都土木工事標準仕様書に合わせて、鋼管矢板についても記載する。

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
設計委託標準仕様書（管路用）（令和4年4月） P3	<p>1. 8 官公署への諸手続</p> <p>1 官公署の許可 受託者は、業務着手に当たり、現地調査上、道路、水面等の使用が必要な場合、関係官公署に申請し、許可を受けるものとする。</p> <p>2 事前協議 受託者は、事前の届出又は許可を申請する場合には、あらかじめ担当者と必要事項の協議を行うものとする。</p> <p>1. 9 提出書類</p> <p>1 様式 受託者は、指定の期日までに P53 の「提出書類一覧」に示す書類について、当局の定める様式により提出する。 なお、個人情報に漏えいすることがないよう留意すること。</p> <p>2 変更届 受託者は、提出した書類の記載事項を変更する必要がある場合、直ちに変更届を提出する。</p> <p>1. 10 成果図書等の提出</p> <p>受託者は、成果図書を指示された期日までに担当者へ提出し、審査を受けるものとする。その結果、指示された事項については、工期内の指定された期日までに適切な措置を講じるものとする。</p> <p>1. 11 業務従事者の資格</p> <p>1 主任技術者 主任技術者は、業務に該当する部門の技術士の資格を有する者、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条に定める資格を有する者又はシビルコンサルティングマネージャ（業務に該当する部門。）の資格を有する者とする。 なお、着手届に資格証の写しを添付すること。</p> <p>2 測量作業の責任者 測量作業に従事する責任者は、測量士又は測量士補の資格を有するものとする。屋外調査計画書等に資格証の写しを添付すること。</p>	<p>1. 8 官公署への諸手続</p> <p>1 官公署の許可 受託者は、業務着手に当たり、現地調査上、道路、水面等の使用が必要な場合、関係官公署に申請し、許可を受けるものとする。</p> <p>2 事前協議 受託者は、事前の届出又は許可を申請する場合には、あらかじめ担当者と必要事項の協議を行うものとする。</p> <p>1. 9 提出書類</p> <p>1 様式 受託者は、指定の期日までに P53 の「提出書類一覧」に示す書類について、当局の定める様式により提出する。 なお、個人情報に漏えいすることがないよう留意すること。</p> <p>2 変更届 受託者は、提出した書類の記載事項を変更する必要がある場合、直ちに変更届を提出する。</p> <p>1. 10 成果図書等の提出</p> <p>受託者は、成果図書を指示された期日までに担当者へ提出し、審査を受けるものとする。その結果、指示された事項については、工期内の指定された期日までに適切な措置を講じるものとする。</p> <p>1. 11 業務従事者の資格</p> <p>1 主任技術者 主任技術者は、業務に該当する部門の技術士の資格を有する者、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条に定める資格を有する者又はシビルコンサルティングマネージャ（業務に該当する部門。）の資格を有する者とする。 なお、経歴書に資格証の写しを添付すること。</p> <p>2 測量作業の責任者 測量作業に従事する責任者は、測量士又は測量士補の資格を有するものとする。屋外調査計画書等に資格証の写しを添付すること。</p>	<p>統一様式（委託着手届）の削減対応</p>

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
設計委託標準仕様書（管路用）（令和4年4月） P8	<p>明書の写しを添付すること。</p> <p>(3) 受託者は着手に先立ち、以下の書面を担当者に提出すること。</p> <p>ア 交通誘導警備業務を警備業者に行わせる場合</p> <p>(ア) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し</p> <p>(イ) 営業所に配置された安全教育責任者の氏名</p> <p>イ 資格（公安委員会の実施する検定に合格したもの）を有するものに業務を行わせる場合</p> <p>当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し</p> <p>(4) 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等（警備業者の発行する社員証又は公安委員会から交付された合格証明書）を担当者に提示できるように、常に携行させること。</p> <p>(5) 受託者は、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、担当者に提示できるように、常に保管しておくこと。</p> <p>受託者は、平成30年4月2日東京都公安委員会告示第130号で指定された区間で業務を行う場合は、有資格者を適切に配置すること。</p> <p>また、作業計画書には、作業期間中に配置する予定の有資格者の合格証明書の写しを添付すること。</p> <p>5 有毒ガス及び酸欠対策</p> <p>受託者は、作業中、既設人孔その他の地下構造物に出入りする場合は、事前にその構造について確認するとともに、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能者」を常駐させ、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を調査及び記録し、地上から常時監視又は連絡できる体制を確立するなど事故防止に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 墜落・転落災害の防止</p> <p>受託者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）等を遵守し、必要に応じて墜落制止用器具の使用等の措置を講じるとともに、作業員等に対して事前に安全教育を実施するなどの対策を講じなければならない。</p>	<p>明書の写しを添付すること。</p> <p>(3) 受託者は着手に先立ち、以下の書面を担当者に提出すること。</p> <p>ア 交通誘導警備業務を警備業者に行わせる場合</p> <p>(ア) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し</p> <p>(イ) 営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名</p> <p>イ 資格（公安委員会の実施する検定に合格したもの）を有するものに業務を行わせる場合</p> <p>当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し</p> <p>(4) 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等（警備業者の発行する社員証又は公安委員会から交付された合格証明書）を担当者に提示できるように、常に携行させること。</p> <p>(5) 受託者は、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、担当者に提示できるように、常に保管しておくこと。</p> <p>受託者は、平成30年4月2日東京都公安委員会告示第130号で指定された区間で業務を行う場合は、有資格者を適切に配置すること。</p> <p>また、作業計画書には、作業期間中に配置する予定の有資格者の合格証明書の写しを添付すること。</p> <p>5 有毒ガス及び酸欠対策</p> <p>受託者は、作業中、既設人孔その他の地下構造物に出入りする場合は、事前にその構造について確認するとともに、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能者」を常駐させ、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を調査及び記録し、地上から常時監視又は連絡できる体制を確立するなど事故防止に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 墜落・転落災害の防止</p> <p>受託者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）等を遵守し、必要に応じて墜落制止用器具の使用等の措置を講じるとともに、作業員等に対して事前に安全教育を実施するなどの対策を講じなければならない。</p>	警備業法中の文言にあわせる対応

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
設計委託標準仕様書（管路用）（令和4年4月）P28	<p>3.2.11 管きょ設計CADデータ電子納品</p> <p>1 目的 当局と受託者間でやり取りされている従来の図面情報等を電子情報化することにより、業務執行の効率化、建設コスト縮減、品質の向上などを目的として行うものである。 なお、委託者が設計CADデータ電子納品を実施する案件の場合に適用する。</p> <p>2 電子納品の定義 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果品を電子データ（図面）で納品することをいう。ここでいう電子データ（図面）とは、「東京都下水道局管きょ設計CADデータ標準仕様（案）」に基づいたCADソフトを使用し、作成した図面のことをいう。</p> <p>3 成果品の提出 受託者は、設計CADデータ電子納品について、下記事項に留意すること。 (1) ハードディスク上で「東京都下水道局管きょ設計CADデータ標準仕様（案）」に基づいたCAD製図基準どおりに電子成果品が整理されていることを確認すること。 (2) 電子データ（図面）を電子媒体（CD-R又はDVD-R）（以下「CD-R等」という。）で2部提出すること。 なお、交換標準データのほかに、図面を作成・編集したCADソフトのデータも提出すること。 また、「紙」による図面も提出すること。 (3) 納品前には、設計CADデータのエラーチェックを行い、エラーがないことを確認した上で、エラーチェック結果を担当者（監督員）等に提出すること。 また、担当者等による交換標準データ検証を受け、エラーがある場合には、内容を確認し修正を行うこと。 (4) 納品すべき成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行うこと。 (5) ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用すること。</p>	<p>3.2.11 図面CADデータ電子納品</p> <p>1 電子納品の定義 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果品を電子データ（図面）で納品することをいう。ここでいう電子データ（図面）とは、「枝線再構築製図基準」に基づき、作成した図面のことをいう。</p> <p>3 成果品の提出 受託者は、図面CADデータ電子納品について、下記事項に留意すること。 (1) 電子データ（図面）を電子媒体（CD-R又はDVD-R）（以下「CD-R等」という。）で2部提出すること。 (2) 提出するデータ形式は以下のとおりとする。また、「紙」による図面も提出すること。 ・SXF (P21) 形式 ・図面を作成・編集したCADソフトのオリジナルデータ (3) 納品すべき成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行うこと。 (4) ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用すること。 (5) 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。 (6) CD-R 等への書込みは、追記ができない形式で行うこと。 (7) CD-R 等の論理フォーマットは、IS09660（レベル1）、Joliet 及びUDFを原則とする。 (8) CDケース及びCD-R等に必要項目を記載し（別紙1参照）、必ず担当者の確認を受けること。 (9) 納品に当たっては、別紙2を提出すること。 (10) 図面CADデータ電子納品に関わる費用は、受託者の負担とする。</p> <p>3 既設管関連データの提供 受託者は、当局が貸与した下水道台帳情報システムの既設管関連データ（CD-R等）を使用すること。データの貸与に当たっては、別紙3を提出すること。</p>	<p>管きょ設計CADによる電子納品から図面CADデータ（SXF(P21)データ形式）による電子納品への変更に伴う対応</p>

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
設計委託 標準仕様 書（管路 用）（令和4 年4月） P29	<p>(6) 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。</p> <p>(7) CD-R 等への書込みは、追記ができない形式で行うこと。</p> <p>(8) CD-R 等の論理フォーマットは、ISO9660（レベル1）、Joliet 及びUDFを原則とする。</p> <p>(9) CDケース及びCD-R等に必要項目を記載し（別紙1参照）、必ず担当者の確認を受けること。</p> <p>(10) 納品に当たっては、別紙2を提出すること。</p> <p>(11) 設計CADデータ電子納品に関わる費用は、受託者の負担とする。</p> <p>4 既設管関連データの提供</p> <p>受託者は、当局が貸与した下水道台帳情報システムの既設管関連データ（CD-R等）を使用すること。データの貸与に当たっては、別紙3を提出すること。</p> <p>5 東京都下水道局管きよ設計CADデータ標準仕様について</p> <p>「東京都下水道局管きよ設計CADデータ標準仕様（案）」については、当局ホームページを参照する。</p>		管きよ設計 CADによる電 子納品から図面 CADデータ （SXF(P21)デ ータ形式）によ る電子納品への 変更に伴う対応

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
設計委託標準仕様書（管路用）（令和4年4月） P30	<p style="text-align: center;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">電子媒体への記載例（CDケース用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>TECRIS 登録番号：〇〇〇〇〇〇 委託番号：〇〇第〇〇〇〇号 委託件名：〇〇〇〇 履行期間：〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日 発注者：東京都下水道局〇〇事務所 受託者：〇〇〇〇株式会社</p> </div> <p style="text-align: center;">電子媒体への記載例（CD-R用）</p>  <p>・CD-Rには、直接印刷、ラベルを印刷したもの（シール）を貼付し、又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意すること。</p> <p>・シールによっては温湿度の変化で伸縮し、CD-R等に損傷を与えることがあるので、伸縮性の低いシールを選択するように注意すること。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">電子媒体への記載例（CDケース用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>TECRIS 登録番号：〇〇〇〇〇〇 委託番号：〇〇第〇〇〇〇号 委託件名：〇〇〇〇 履行期間：〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日 発注者：東京都下水道局〇〇事務所 受託者：〇〇〇〇株式会社</p> </div> <p style="text-align: center;">電子媒体への記載例（CD-R用）</p>  <p>・CD-Rには、直接印刷、ラベルを印刷したもの（シール）を貼付し、又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意すること。</p> <p>・シールによっては温湿度の変化で伸縮し、CD-R等に損傷を与えることがあるので、伸縮性の低いシールを選択するように注意すること。</p>	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考																																																																																								
設計委託標準仕様書（管路用）（令和4年4月） P31	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">管きょ設計CADデータ電子媒体納品書</p> <p>東京都下水道局長又は 東京都下水道局〇〇事務所長 殿</p> <p style="padding-left: 100px;">受託者住所：</p> <p style="padding-left: 100px;">氏名：</p> <p style="padding-left: 150px;">法人の場合は名称及び代表者の氏名</p> <p>下記のとおり「東京都下水道局管きょ設計CADデータ標準仕様（案）」に基づくCADによる図面の電子媒体を納品します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">文書番号 (契約番号)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">TECRIS 登録番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>委託（工事）件名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>契約年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>履行期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>電子媒体の種類</td> <td>規 格</td> <td>単 位</td> <td>数 量 作成年月日</td> </tr> <tr> <td>CD-R・DVD-R</td> <td></td> <td>枚</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">ウイルスチェックに対する事項</td> </tr> <tr> <td>ウイルス対策ソフト名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ウイルス（パターンファイル）定義</td> <td colspan="3">〇〇〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	文書番号 (契約番号)		TECRIS 登録番号		委託（工事）件名				契約金額				契約年月日	年 月 日	履行期間	年 月 日～ 年 月 日	電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量 作成年月日	CD-R・DVD-R		枚	年 月 日	ウイルスチェックに対する事項				ウイルス対策ソフト名				ウイルス（パターンファイル）定義	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日											<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">図面CADデータ電子媒体納品書</p> <p>東京都下水道局長又は 東京都下水道局〇〇事務所長 殿</p> <p style="padding-left: 100px;">受託者住所：</p> <p style="padding-left: 100px;">氏名：</p> <p style="padding-left: 150px;">法人の場合は名称及び代表者の氏名</p> <p>下記のとおり図面CADデータの電子媒体を納品します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">文書番号 (契約番号)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">TECRIS 登録番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>委託（工事）件名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>契約年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>履行期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>電子媒体の種類</td> <td>規 格</td> <td>単 位</td> <td>数 量 作成年月日</td> </tr> <tr> <td>CD-R・DVD-R</td> <td></td> <td>枚</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">ウイルスチェックに対する事項</td> </tr> <tr> <td>ウイルス対策ソフト名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ウイルス（パターンファイル）定義</td> <td colspan="3">〇〇〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	文書番号 (契約番号)		TECRIS 登録番号		委託（工事）件名				契約金額				契約年月日	年 月 日	履行期間	年 月 日～ 年 月 日	電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量 作成年月日	CD-R・DVD-R		枚	年 月 日	ウイルスチェックに対する事項				ウイルス対策ソフト名				ウイルス（パターンファイル）定義	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日											<p>管きょ設計CADによる電子納品から図面CADデータ（SXF(P21)データ形式）による電子納品への変更に伴う対応</p>
文書番号 (契約番号)		TECRIS 登録番号																																																																																									
委託（工事）件名																																																																																											
契約金額																																																																																											
契約年月日	年 月 日	履行期間	年 月 日～ 年 月 日																																																																																								
電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量 作成年月日																																																																																								
CD-R・DVD-R		枚	年 月 日																																																																																								
ウイルスチェックに対する事項																																																																																											
ウイルス対策ソフト名																																																																																											
ウイルス（パターンファイル）定義	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																										
文書番号 (契約番号)		TECRIS 登録番号																																																																																									
委託（工事）件名																																																																																											
契約金額																																																																																											
契約年月日	年 月 日	履行期間	年 月 日～ 年 月 日																																																																																								
電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量 作成年月日																																																																																								
CD-R・DVD-R		枚	年 月 日																																																																																								
ウイルスチェックに対する事項																																																																																											
ウイルス対策ソフト名																																																																																											
ウイルス（パターンファイル）定義	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																										

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
設計委託標準仕様書（管路用）（令和4年4月） P32	<p style="text-align: right;">別紙3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">借 用 書</p> <p>東京都下水道局長又は 東京都下水道局〇〇事務所長 殿</p> <p style="text-align: center;">受託者住所：</p> <p style="text-align: center;">氏名：</p> <p style="text-align: center;"><small>法人の場合は名称及び代表者の氏名</small></p> <p>下記委託において、使用する下水道台帳情報システムの出力データ（既設管関連データ）を借用します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 委託件名</p> <p>2 契約番号</p> <p>3 契約年月日</p> <p>4 誓約事項</p> <p>1) 借用した電子媒体は、厳重に保管し、破損、紛失等が生じないように管理すると共に第三者への転貸、複写及び複製、譲渡等のないように秘密の保持に十分注意します。</p> <p>2) 借用した電子媒体は、本委託（工事）が完了次第速やかに返還します。</p> </div>	<p style="text-align: right;">別紙3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">借 用 書</p> <p>東京都下水道局長又は 東京都下水道局〇〇事務所長 殿</p> <p style="text-align: center;">受託者住所：</p> <p style="text-align: center;">氏名：</p> <p style="text-align: center;"><small>法人の場合は名称及び代表者の氏名</small></p> <p>下記委託において、使用する下水道台帳情報システムの出力データ（既設管関連データ）を借用します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 委託件名</p> <p>2 契約番号</p> <p>3 契約年月日</p> <p>4 誓約事項</p> <p>1) 借用した電子媒体は、厳重に保管し、破損、紛失等が生じないように管理すると共に第三者への転貸、複写及び複製、譲渡等のないように秘密の保持に十分注意します。</p> <p>2) 借用した電子媒体は、本委託（工事）が完了次第速やかに返還します。</p> </div>	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前						読み替え後						備考		
設計委託標準仕様書（管路用）（令和4年4月） P53	提出書類一覧						提出書類一覧						統一様式(委託着手届)の削減対応		
	受託者が提出する書類は、下表によること。						受託者が提出する書類は、下表によること。								
	番号	名称	頁	提出部数	電子データによる提出	提出期限	番号	名称	頁	提出部数	電子データによる提出	提出期限			
	1	委託着手届	54	3	○	契約確定の日から7日以内	1	委託着手届	54	3	○	契約確定の日から7日以内			
		代理人及び主任技術者通知書	56					1	代理人及び主任技術者通知書		56				
		経歴書	58					1	経歴書		58				
		工程表	60					1	工程表		60				
		従事者名簿	62					1	従事者名簿		62				
		酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届	64					1	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届		64				
		緊急連絡表	66					1	緊急連絡表		66				
		照査点検責任者名簿	68					1	照査点検責任者名簿		68				
	2	前払金請求書	70	3		業務着手後	2	前払金請求書	70	3		業務着手後			
	3	前払金等請求確認書	72	3	○		3	前払金等請求確認書	72	3	○				
	4	代理人及び主任技術者変更通知書	74	3		必要の都度	4	代理人及び主任技術者変更通知書	74	3		必要の都度			
	5	照査点検確認書	76	1	○		5	照査点検確認書	76	1	○				
	6	事故発生報告書	78	1	○	必要の都度	6	事故発生報告書	78	1	○	必要の都度			
	7	月別委託業務予定・進捗状況表	80	3	○	業務着手から各月末	7	月別委託業務予定・進捗状況表	80	3	○	業務着手から各月末			
	8	委託完了届	82	3	○	業務が完了したとき。	8	委託完了届	82	3	○	業務が完了したとき。			
		納品書	84		○			納品書	84		○				
		出来高調書	86		○			出来高調書	86		○				
	9	契約代金請求書	88	3		完了検査に合格したとき。	9	契約代金請求書	88	3		完了検査に合格したとき。			
	10	屋外調査計画書	90	指示による。	○	調査開始日の2週間前まで	10	屋外調査計画書	90	指示による。	○	調査開始日の2週間前まで			
	11	屋外作業届	92	指示による。	○	調査開始日の3日前まで	11	屋外作業届	92	指示による。	○	調査開始日の3日前まで			
	12	成果図書	-	3.2.12による。		1. 10による。	12	成果図書	-	3.2.12による。		1. 10による。			
	13	協力会社使用届	94	3	○	必要の都度	13	協力会社使用届	94	3	○	必要の都度			
	14	協力会社一覧表	96	3	○	必要の都度	14	協力会社一覧表	96	3	○	必要の都度			
	15	報告・協議書	98	指示による。	○	必要の都度	15	報告・協議書	98	指示による。	○	必要の都度			
	16	業務実績情報システム(テクリス)に基づく登録内容確認書	-	指示による。		必要の都度	16	業務実績情報システム(テクリス)に基づく登録内容確認書	-	指示による。		必要の都度			
	17	休日等の作業施工届	100	指示による。	○	施工予定日の3日前まで	17	休日等の作業施工届	100	指示による。	○	施工予定日の3日前まで			

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表 (令和6年4月1日から適用)

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考																																																																																																		
設計委託標準仕様書(管路用)(令和4年4月) P54	<p style="text-align: center;">統一31</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">文書番号 (工事番号)</td> <td style="width: 55%;">下水道局工事〇〇〇〇 第〇〇〇〇号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 20px;"> 委 託 着 手 届 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 5px;">〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> (委託者宛) 東京都公営企業管理者 下水道局長 〇 〇 〇 〇 殿 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 5px;">住所 東京都〇〇区〇〇町二丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 5px;">受託者 株式会社 〇〇コンサルタント</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 5px;">氏名 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 5px;"> [法人の場合は名称 及び代表者の氏名*] </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> 下記のとおり着手したので届け出ます。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">文書番号 (契約番号)</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">〇〇〇〇第〇〇〇〇号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">件名</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">〇〇区〇〇町〇丁目付近実施設計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">委託場所</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">〇〇区〇〇町〇丁目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">契約金額</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> ¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">契約年月日</td> <td style="padding: 5px;">〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td style="padding: 5px;">履行期限 〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">着手年月日</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※ 受託者氏名欄に記名の上、押印又は押印を省略する場合には以下を記載する。 [本書類を発行することができる権限を有する者] 役職： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____ [事務担当者] 所属： _____ 役職： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 20%;">(都職員使用欄) 押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <input type="checkbox"/>対面 <input type="checkbox"/>電話 <input type="checkbox"/>テレビ会議 </td> <td style="width: 40%; text-align: right;">(確認者氏名)</td> </tr> </table> </div>	文書番号 (工事番号)	下水道局工事〇〇〇〇 第〇〇〇〇号		委 託 着 手 届			〇〇年〇〇月〇〇日			(委託者宛) 東京都公営企業管理者 下水道局長 〇 〇 〇 〇 殿			住所 東京都〇〇区〇〇町二丁目8番1号			受託者 株式会社 〇〇コンサルタント			氏名 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇			[法人の場合は名称 及び代表者の氏名*]			下記のとおり着手したので届け出ます。			文書番号 (契約番号)	〇〇〇〇第〇〇〇〇号		件名	〇〇区〇〇町〇丁目付近実施設計		委託場所	〇〇区〇〇町〇丁目		契約金額	¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇)		契約年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	履行期限 〇〇年〇〇月〇〇日	着手年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		(都職員使用欄) 押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> テレビ会議	(確認者氏名)	<p style="text-align: center;">統一31</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">文書番号 (工事番号)</td> <td style="width: 55%;">下水道局工事〇〇〇〇 第〇〇〇〇号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 20px;"> 委 託 着 手 届 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 5px;">〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> (委託者宛) 東京都公営企業管理者 下水道局長 〇 〇 〇 〇 殿 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 5px;">住所 東京都〇〇区〇〇町二丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 5px;">受託者 株式会社 〇〇コンサルタント</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 5px;">氏名 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 150px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 様式削除 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> 下記のとおり着 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">文書番号 (契約番号)</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">〇〇〇〇第〇〇〇〇号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">件名</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">〇〇区〇〇町〇丁目付近実施設計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">委託場所</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">〇〇区〇〇町〇丁目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">契約金額</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> ¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">契約年月日</td> <td style="padding: 5px;">〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td style="padding: 5px;">履行期限 〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">着手年月日</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※ 受託者氏名欄に記名の上、押印又は押印を省略する場合には以下を記載する。 〔本書類を発行することができる権限を有する者〕 役職： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____ [事務担当者] 所属： _____ 役職： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 20%;">(都職員使用欄) 押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <input type="checkbox"/>対面 <input type="checkbox"/>電話 <input type="checkbox"/>テレビ会議 </td> <td style="width: 40%; text-align: right;">(確認者氏名)</td> </tr> </table> </div>	文書番号 (工事番号)	下水道局工事〇〇〇〇 第〇〇〇〇号		委 託 着 手 届			〇〇年〇〇月〇〇日			(委託者宛) 東京都公営企業管理者 下水道局長 〇 〇 〇 〇 殿			住所 東京都〇〇区〇〇町二丁目8番1号			受託者 株式会社 〇〇コンサルタント			氏名 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇			<div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 150px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 様式削除 </div>			下記のとおり着			文書番号 (契約番号)	〇〇〇〇第〇〇〇〇号		件名	〇〇区〇〇町〇丁目付近実施設計		委託場所	〇〇区〇〇町〇丁目		契約金額	¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇)		契約年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	履行期限 〇〇年〇〇月〇〇日	着手年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		(都職員使用欄) 押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> テレビ会議	(確認者氏名)	<p>統一様式(委託着手届)の削減対応</p> <p style="font-size: small;">※ここに示したものの以外についても、全仕様書・全様式の「本書類を発行することができる権限を有する者」の記入欄を削除する。</p>
文書番号 (工事番号)	下水道局工事〇〇〇〇 第〇〇〇〇号																																																																																																				
委 託 着 手 届																																																																																																					
〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																																					
(委託者宛) 東京都公営企業管理者 下水道局長 〇 〇 〇 〇 殿																																																																																																					
住所 東京都〇〇区〇〇町二丁目8番1号																																																																																																					
受託者 株式会社 〇〇コンサルタント																																																																																																					
氏名 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇																																																																																																					
[法人の場合は名称 及び代表者の氏名*]																																																																																																					
下記のとおり着手したので届け出ます。																																																																																																					
文書番号 (契約番号)	〇〇〇〇第〇〇〇〇号																																																																																																				
件名	〇〇区〇〇町〇丁目付近実施設計																																																																																																				
委託場所	〇〇区〇〇町〇丁目																																																																																																				
契約金額	¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇)																																																																																																				
契約年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	履行期限 〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																																			
着手年月日	〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																																				
(都職員使用欄) 押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> テレビ会議	(確認者氏名)																																																																																																		
文書番号 (工事番号)	下水道局工事〇〇〇〇 第〇〇〇〇号																																																																																																				
委 託 着 手 届																																																																																																					
〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																																					
(委託者宛) 東京都公営企業管理者 下水道局長 〇 〇 〇 〇 殿																																																																																																					
住所 東京都〇〇区〇〇町二丁目8番1号																																																																																																					
受託者 株式会社 〇〇コンサルタント																																																																																																					
氏名 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇																																																																																																					
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 150px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 様式削除 </div>																																																																																																					
下記のとおり着																																																																																																					
文書番号 (契約番号)	〇〇〇〇第〇〇〇〇号																																																																																																				
件名	〇〇区〇〇町〇丁目付近実施設計																																																																																																				
委託場所	〇〇区〇〇町〇丁目																																																																																																				
契約金額	¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇)																																																																																																				
契約年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	履行期限 〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																																			
着手年月日	〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																																				
(都職員使用欄) 押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> テレビ会議	(確認者氏名)																																																																																																		

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
設計委託 標準仕様 書（管路 用）（令和4 年4月） P55	（注） 1 提出様式の大きさは、A4判タテとする。 2 提出部数は、3部（正本、検査用、担当者）とする。 3 履行期限は、契約書による。 4 提出年月日は、通常は着手年月日と同日とする。 5 宛先は、契約書の委託者と同じとする。 6 網掛けの部分は契約書等の内容を記載する。	（注） 1 提出様式の大きさは、A4判タテとする。 2 提出部数は、3部（正本、検査用、担当者）とする。 3 履行期限は、契約書による。 4 提出年月日は、通常は着手年月日と同日とする。 5 宛 6 網 <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 20px auto; text-align: center; color: red; font-size: 24px;"> 様式削除 </div>	統一様式(委託 着手届)の削減 対応

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
設計委託 標準仕様 書（管路 用）（令和4 年4月） P81	（注） 1 提出様式の大きさは、A4判タテとする。 2 提出部数は、3部（正本、検査用、担当者）とする。 3 履行期限は、契約書による。 4 番号は、工事費内訳書の番号とする。 5 工種は、工事費内訳表にそった工種を記入する。 6 上記枠内上段に委託着手届と同一の工程を黒の破線、下段に進捗状況を赤の実線で記入する。 7 網掛けの部分は、契約書等の内容を記載する。 8 ○○月委託業務内容及び進捗状況の記載内容 設計委託標準仕様書の業務内容に基づいて問題点及び作業の進捗状況を記載する。 9 今後の委託業務内容の記載内容 ○○月の問題点の解決方法等及び今後の作業予定を記載する。 10 工種において完了したものについては、末端に赤字で完を記入する。	（注） 1 提出様式の大きさは、A4判タテとする。 2 提出部数は、3部（正本、検査用、担当者）とする。 3 履行期限は、契約書による。 4 番号は、工事費内訳書の番号とする。 5 工種は、工事費内訳表にそった工種を記入する。 6 上記枠内上段に 着手時書類 と同一の工程を黒の破線、下段に進捗状況を赤の実線で記入する。 7 網掛けの部分は、契約書等の内容を記載する。 8 ○○月委託業務内容及び進捗状況の記載内容 設計委託標準仕様書の業務内容に基づいて問題点及び作業の進捗状況を記載する。 9 今後の委託業務内容の記載内容 ○○月の問題点の解決方法等及び今後の作業予定を記載する。 10 工種において完了したものについては、末端に赤字で完を記入する。	統一様式(委託 着手届)の削減 対応

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考																																																																																																																																																																																																																																																
設計委託標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用）（令和4年4月） P3	<p style="text-align: center;">提出書類一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>部数</th> <th>電子データによる提出可</th> <th>提出期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>委託着手届</td><td>3</td><td>○</td><td>契約確定の日から7日以内</td></tr> <tr><td>2</td><td>代理人及び主任技術者等通知書</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>3</td><td>経歴書</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>4</td><td>工程表</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>5</td><td>職務分担表</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>6</td><td>照査点検責任者名簿</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>7</td><td>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者名簿</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>8</td><td>緊急連絡表</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>9</td><td>協力会社使用届</td><td>3</td><td>○</td><td>必要の都度</td></tr> <tr><td>10</td><td>代理人・主任技術者変更通知書</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>11</td><td>請求・通知・報告・協議書</td><td>2</td><td>○</td><td>〃</td></tr> <tr><td>12</td><td>事故発生報告書</td><td>1</td><td>○</td><td>〃</td></tr> <tr><td>13</td><td>前払金請求書</td><td>3</td><td></td><td>業務着手後</td></tr> <tr><td>14</td><td>前払金等請求確認書</td><td>3</td><td>○</td><td>〃</td></tr> <tr><td>15</td><td>照査点検確認書</td><td>1</td><td>○</td><td>必要の都度、業務が完了したとき。</td></tr> <tr><td>16</td><td>月別委託業務予定・進捗状況表</td><td>3</td><td>○</td><td>業務着手から各月末ごと</td></tr> <tr><td>17</td><td>委託完了届</td><td>3</td><td>○</td><td>業務が完了したとき。</td></tr> <tr><td>18</td><td>納品書</td><td>3</td><td>○</td><td>〃</td></tr> <tr><td>19</td><td>契約代金請求書</td><td>3</td><td></td><td>完了検査に合格したとき。</td></tr> <tr><td>20</td><td>出来高調書</td><td>3</td><td>○</td><td>委託完了届に添付（注）</td></tr> <tr><td>21</td><td>路上作業計画書及び路上作業届指示</td><td></td><td>○</td><td>指示による。</td></tr> <tr><td>22</td><td>成果図書</td><td>指示</td><td></td><td>1.9による。</td></tr> <tr><td>23</td><td>業務実績情報システム及び公共建築設計者情報システムに基づく登録内容確認書</td><td>指示</td><td>○</td><td>1.21による。</td></tr> </tbody> </table> <p>※（注）：既済部分検査を受けずに完了する場合に限り省略できる。</p>	番号	名称	部数	電子データによる提出可	提出期日	1	委託着手届	3	○	契約確定の日から7日以内	2	代理人及び主任技術者等通知書	3		〃	3	経歴書	3		〃	4	工程表	3		〃	5	職務分担表	3		〃	6	照査点検責任者名簿	3		〃	7	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者名簿	3		〃	8	緊急連絡表	3		〃	9	協力会社使用届	3	○	必要の都度	10	代理人・主任技術者変更通知書	3		〃	11	請求・通知・報告・協議書	2	○	〃	12	事故発生報告書	1	○	〃	13	前払金請求書	3		業務着手後	14	前払金等請求確認書	3	○	〃	15	照査点検確認書	1	○	必要の都度、業務が完了したとき。	16	月別委託業務予定・進捗状況表	3	○	業務着手から各月末ごと	17	委託完了届	3	○	業務が完了したとき。	18	納品書	3	○	〃	19	契約代金請求書	3		完了検査に合格したとき。	20	出来高調書	3	○	委託完了届に添付（注）	21	路上作業計画書及び路上作業届指示		○	指示による。	22	成果図書	指示		1.9による。	23	業務実績情報システム及び公共建築設計者情報システムに基づく登録内容確認書	指示	○	1.21による。	<p style="text-align: center;">提出書類一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>部数</th> <th>電子データによる提出可</th> <th>提出期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>委託着手届</td><td>3</td><td>○</td><td>契約確定の日から7日以内</td></tr> <tr><td>2</td><td>代理人及び主任技術者等通知書</td><td>3</td><td></td><td>契約確定の日から7日以内</td></tr> <tr><td>3</td><td>経歴書</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>4</td><td>工程表</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>5</td><td>職務分担表</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>6</td><td>照査点検責任者名簿</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>7</td><td>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者名簿</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>8</td><td>緊急連絡表</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>9</td><td>協力会社使用届</td><td>3</td><td>○</td><td>必要の都度</td></tr> <tr><td>10</td><td>代理人・主任技術者変更通知書</td><td>3</td><td></td><td>〃</td></tr> <tr><td>11</td><td>請求・通知・報告・協議書</td><td>2</td><td>○</td><td>〃</td></tr> <tr><td>12</td><td>事故発生報告書</td><td>1</td><td>○</td><td>〃</td></tr> <tr><td>13</td><td>前払金請求書</td><td>3</td><td></td><td>業務着手後</td></tr> <tr><td>14</td><td>前払金等請求確認書</td><td>3</td><td>○</td><td>〃</td></tr> <tr><td>15</td><td>照査点検確認書</td><td>1</td><td>○</td><td>必要の都度、業務が完了したとき。</td></tr> <tr><td>16</td><td>月別委託業務予定・進捗状況表</td><td>3</td><td>○</td><td>業務着手から各月末ごと</td></tr> <tr><td>17</td><td>委託完了届</td><td>3</td><td>○</td><td>業務が完了したとき。</td></tr> <tr><td>18</td><td>納品書</td><td>3</td><td>○</td><td>〃</td></tr> <tr><td>19</td><td>契約代金請求書</td><td>3</td><td></td><td>完了検査に合格したとき。</td></tr> <tr><td>20</td><td>出来高調書</td><td>3</td><td>○</td><td>委託完了届に添付（注）</td></tr> <tr><td>21</td><td>路上作業計画書及び路上作業届指示</td><td></td><td>○</td><td>指示による。</td></tr> <tr><td>22</td><td>成果図書</td><td>指示</td><td></td><td>1.9による。</td></tr> <tr><td>23</td><td>業務実績情報システム及び公共建築設計者情報システムに基づく登録内容確認書</td><td>指示</td><td>○</td><td>1.21による。</td></tr> </tbody> </table> <p>※（注）：既済部分検査を受けずに完了する場合に限り省略できる。</p>	番号	名称	部数	電子データによる提出可	提出期日	1	委託着手届	3	○	契約確定の日から7日以内	2	代理人及び主任技術者等通知書	3		契約確定の日から7日以内	3	経歴書	3		〃	4	工程表	3		〃	5	職務分担表	3		〃	6	照査点検責任者名簿	3		〃	7	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者名簿	3		〃	8	緊急連絡表	3		〃	9	協力会社使用届	3	○	必要の都度	10	代理人・主任技術者変更通知書	3		〃	11	請求・通知・報告・協議書	2	○	〃	12	事故発生報告書	1	○	〃	13	前払金請求書	3		業務着手後	14	前払金等請求確認書	3	○	〃	15	照査点検確認書	1	○	必要の都度、業務が完了したとき。	16	月別委託業務予定・進捗状況表	3	○	業務着手から各月末ごと	17	委託完了届	3	○	業務が完了したとき。	18	納品書	3	○	〃	19	契約代金請求書	3		完了検査に合格したとき。	20	出来高調書	3	○	委託完了届に添付（注）	21	路上作業計画書及び路上作業届指示		○	指示による。	22	成果図書	指示		1.9による。	23	業務実績情報システム及び公共建築設計者情報システムに基づく登録内容確認書	指示	○	1.21による。	統一様式（委託着手届）の削減対応
	番号	名称	部数	電子データによる提出可	提出期日																																																																																																																																																																																																																																														
1	委託着手届	3	○	契約確定の日から7日以内																																																																																																																																																																																																																																															
2	代理人及び主任技術者等通知書	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
3	経歴書	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
4	工程表	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
5	職務分担表	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
6	照査点検責任者名簿	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
7	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者名簿	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
8	緊急連絡表	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
9	協力会社使用届	3	○	必要の都度																																																																																																																																																																																																																																															
10	代理人・主任技術者変更通知書	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
11	請求・通知・報告・協議書	2	○	〃																																																																																																																																																																																																																																															
12	事故発生報告書	1	○	〃																																																																																																																																																																																																																																															
13	前払金請求書	3		業務着手後																																																																																																																																																																																																																																															
14	前払金等請求確認書	3	○	〃																																																																																																																																																																																																																																															
15	照査点検確認書	1	○	必要の都度、業務が完了したとき。																																																																																																																																																																																																																																															
16	月別委託業務予定・進捗状況表	3	○	業務着手から各月末ごと																																																																																																																																																																																																																																															
17	委託完了届	3	○	業務が完了したとき。																																																																																																																																																																																																																																															
18	納品書	3	○	〃																																																																																																																																																																																																																																															
19	契約代金請求書	3		完了検査に合格したとき。																																																																																																																																																																																																																																															
20	出来高調書	3	○	委託完了届に添付（注）																																																																																																																																																																																																																																															
21	路上作業計画書及び路上作業届指示		○	指示による。																																																																																																																																																																																																																																															
22	成果図書	指示		1.9による。																																																																																																																																																																																																																																															
23	業務実績情報システム及び公共建築設計者情報システムに基づく登録内容確認書	指示	○	1.21による。																																																																																																																																																																																																																																															
番号	名称	部数	電子データによる提出可	提出期日																																																																																																																																																																																																																																															
1	委託着手届	3	○	契約確定の日から7日以内																																																																																																																																																																																																																																															
2	代理人及び主任技術者等通知書	3		契約確定の日から7日以内																																																																																																																																																																																																																																															
3	経歴書	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
4	工程表	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
5	職務分担表	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
6	照査点検責任者名簿	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
7	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者名簿	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
8	緊急連絡表	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
9	協力会社使用届	3	○	必要の都度																																																																																																																																																																																																																																															
10	代理人・主任技術者変更通知書	3		〃																																																																																																																																																																																																																																															
11	請求・通知・報告・協議書	2	○	〃																																																																																																																																																																																																																																															
12	事故発生報告書	1	○	〃																																																																																																																																																																																																																																															
13	前払金請求書	3		業務着手後																																																																																																																																																																																																																																															
14	前払金等請求確認書	3	○	〃																																																																																																																																																																																																																																															
15	照査点検確認書	1	○	必要の都度、業務が完了したとき。																																																																																																																																																																																																																																															
16	月別委託業務予定・進捗状況表	3	○	業務着手から各月末ごと																																																																																																																																																																																																																																															
17	委託完了届	3	○	業務が完了したとき。																																																																																																																																																																																																																																															
18	納品書	3	○	〃																																																																																																																																																																																																																																															
19	契約代金請求書	3		完了検査に合格したとき。																																																																																																																																																																																																																																															
20	出来高調書	3	○	委託完了届に添付（注）																																																																																																																																																																																																																																															
21	路上作業計画書及び路上作業届指示		○	指示による。																																																																																																																																																																																																																																															
22	成果図書	指示		1.9による。																																																																																																																																																																																																																																															
23	業務実績情報システム及び公共建築設計者情報システムに基づく登録内容確認書	指示	○	1.21による。																																																																																																																																																																																																																																															
- 3 -	- 3 -																																																																																																																																																																																																																																																		

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前		読み替え後		備考
設計委託標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用）（令和4年4月）P4	<p>1. 9 成果図書等の提出</p> <p>1. 10 業務従事者の資格</p> <p>1. 11 業務の調整</p>	<p>2 変更届 受託者は、提出した書類の記載事項を変更する必要がある場合には、直ちに変更届を提出するものとする。</p> <p>受託者は、成果図書を指示された期日までに担当者へ提出し、審査を受けるものとする。その結果、指示された事項については、指定された期日内に適切な措置を講じるものとする。</p> <p>1 土木の主任技術者 土木業務の主任技術者は、業務に該当する部門の技術士の資格を有する者又は下水道法（昭和33年法律第79号）第22条及び同法施行令（昭和34年政令第147号）第15条に定める資格を有する者とする。</p> <p>2 建築の主任技術者 建築業務の主任技術者は、一級建築士の資格を有する者とする。</p> <p>3 建築の資格者配置 建築基準法の規定により、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格を有する者の設計が必要な施設の業務を行う場合、それらの資格を有する作業従事者を配置するものとする。</p> <p>4 複合業務の主任技術者 土木と建築の複合業務の主任技術者は、その主な業務に携わる業種の中から選任するものとする。</p> <p>5 測量作業の責任者 測量作業に従事する責任者は、測量士又は測量士補の資格を有する者とする。</p> <p>6 業務内容に適合した技術者配置 受託者は、担当者と当該委託の範囲、業務の内容等について詳細に確認し、当該業務に精通した主任技術者及び技術者を配置するものとする。 なお、1から4の技術者及び資格者は着手届に資格証の写しを添付し、5の責任者は作業届等に資格証の写しを添付するものとする。</p> <p>受託者は、業務に関連する事項（機械・電気設備との取り合い等）につ</p>	<p>1. 9 成果図書等の提出</p> <p>1. 10 業務従事者の資格</p> <p>1. 11 業務の調整</p>	<p>2 変更届 受託者は、提出した書類の記載事項を変更する必要がある場合には、直ちに変更届を提出するものとする。</p> <p>受託者は、成果図書を指示された期日までに担当者へ提出し、審査を受けるものとする。その結果、指示された事項については、指定された期日内に適切な措置を講じるものとする。</p> <p>1 土木の主任技術者 土木業務の主任技術者は、業務に該当する部門の技術士の資格を有する者又は下水道法（昭和33年法律第79号）第22条及び同法施行令（昭和34年政令第147号）第15条に定める資格を有する者とする。</p> <p>2 建築の主任技術者 建築業務の主任技術者は、一級建築士の資格を有する者とする。</p> <p>3 建築の資格者配置 建築基準法の規定により、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格を有する者の設計が必要な施設の業務を行う場合、それらの資格を有する作業従事者を配置するものとする。</p> <p>4 複合業務の主任技術者 土木と建築の複合業務の主任技術者は、その主な業務に携わる業種の中から選任するものとする。</p> <p>5 測量作業の責任者 測量作業に従事する責任者は、測量士又は測量士補の資格を有する者とする。</p> <p>6 業務内容に適合した技術者配置 受託者は、担当者と当該委託の範囲、業務の内容等について詳細に確認し、当該業務に精通した主任技術者及び技術者を配置するものとする。 なお、1から4の技術者及び資格者は経歴書に資格証の写しを添付し、5の責任者は作業届等に資格証の写しを添付するものとする。</p> <p>受託者は、業務に関連する事項（機械・電気設備との取り合い等）につ</p> <p>統一様式(委託着手届)の削減対応</p>	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
設計委託 標準仕様 書（水再生 センター・ ポンプ所 用）（令和4 年4月） P8	<p>次に掲げる事項について、適切な運用を図らなければならない。</p> <p>(1) 交通誘導警備員は、「警備業法」（昭和47年法律第117号）第2条第4項に規定する警備員のうち、同条第1項第2号の警備業務に従事するものとし、常に業務に専念させる。</p> <p>(2) 受注者は、平成30年東京都公安委員会告示第130号で指定された区間で交通誘導警備業務を行う場合は、有資格者を適切に配置する。</p> <p>(3) 受託者は着手に先立ち、以下の書面を担当者に提出する。</p> <p>ア 交通誘導警備業務を警備業者に行わせる場合</p> <p>(7) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し</p> <p>(イ) 営業所に配置された安全教育責任者の氏名</p> <p>イ 交通誘導警備業務を、業務の資格を有する者（公安委員会の実施する検定に合格した者）に行わせる場合</p> <p>当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し</p> <p>(4) 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等（警備業者の発行する社員証又は公安委員会から交付された合格証明書）を担当者に提示できるように、常に携帯させる。</p> <p>(5) 受託者は、「警備業法施行規則」（昭和58年総理府令第1号）第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、担当者に提示できるように、常に保管しておく。</p> <p>6 事故防止措置</p> <p>(1) 受託者は、調査中、水再生センター・ポンプ所施設の槽内、既設人孔その他の地下構造物等に入出入りする場合は、事前にその構造について確認するとともに、地上から常時監視又は連絡できる体制を確立しておかなければならない。</p> <p>(2) 受託者は、有害ガス、酸素欠乏空気等の有無を調査するほか、既設管の調査では、ビルピットの有無を確認し、事前にビル所有者とビルピット排水時間について調整するなど、事故の防止に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 受託者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）等を遵守し、必要に応じて墜落制止用器具の使用等を行うとともに、作業員等に対して事前に安全教育を実施するなどの対策を講じなければならない。</p>	<p>次に掲げる事項について、適切な運用を図らなければならない。</p> <p>(1) 交通誘導警備員は、「警備業法」（昭和47年法律第117号）第2条第4項に規定する警備員のうち、同条第1項第2号の警備業務に従事するものとし、常に業務に専念させる。</p> <p>(2) 受注者は、平成30年東京都公安委員会告示第130号で指定された区間で交通誘導警備業務を行う場合は、有資格者を適切に配置する。</p> <p>(3) 受託者は着手に先立ち、以下の書面を担当者に提出する。</p> <p>ア 交通誘導警備業務を警備業者に行わせる場合</p> <p>(7) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し</p> <p>(イ) 営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名</p> <p>イ 交通誘導警備業務を、業務の資格を有する者（公安委員会の実施する検定に合格した者）に行わせる場合</p> <p>当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し</p> <p>(4) 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等（警備業者の発行する社員証又は公安委員会から交付された合格証明書）を担当者に提示できるように、常に携帯させる。</p> <p>(5) 受託者は、「警備業法施行規則」（昭和58年総理府令第1号）第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、担当者に提示できるように、常に保管しておく。</p> <p>6 事故防止措置</p> <p>(1) 受託者は、調査中、水再生センター・ポンプ所施設の槽内、既設人孔その他の地下構造物等に入出入りする場合は、事前にその構造について確認するとともに、地上から常時監視又は連絡できる体制を確立しておかなければならない。</p> <p>(2) 受託者は、有害ガス、酸素欠乏空気等の有無を調査するほか、既設管の調査では、ビルピットの有無を確認し、事前にビル所有者とビルピット排水時間について調整するなど、事故の防止に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 受託者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）等を遵守し、必要に応じて墜落制止用器具の使用等を行うとともに、作業員等に対して事前に安全教育を実施するなどの対策を講じなければならない。</p>	<p>警備業法中の文言にあわせる対応</p>

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考																																												
設計委託標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用）（令和4年4月） P39	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 統一31 </div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">文書番号 (工事番号)</td> <td style="width: 85%;">下水道局工事〇〇〇〇 第〇〇〇〇号</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <h2 style="margin: 0;">委託着手届</h2> <p style="margin: 0;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="margin: 0;">(発注者宛) 東京都公営企業管理者 下水道局長 〇〇〇〇 殿</p> <div style="margin-top: 20px; text-align: right;"> <p>住所 東京都〇〇区〇〇町二丁目8番1号</p> <p>受託者 株式会社 〇〇コンサルタント</p> <p>氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇</p> <p>〔法人の場合は名称 及び代表者の氏名※〕</p> </div> <p style="margin-top: 10px;">下記のとおり着手したので届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">文書番号 (契約番号)</td> <td style="width: 85%;">〇〇〇〇第〇〇〇〇号</td> </tr> <tr> <td>件名</td> <td>〇〇区〇〇町〇丁目付近実施設計</td> </tr> <tr> <td>委託場所</td> <td>〇〇区〇〇町〇丁目</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇)</td> </tr> <tr> <td>契約年月日</td> <td>〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td>履行期限</td> <td>〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>着手年月日</td> <td colspan="3">〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※ 受注者氏名欄に記名の上、押印又は押印を省略する場合には以下を記載する。 〔本書類を発行することができる権限を有する者〕 役職：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____</p> <p style="font-size: small;">〔事務担当者〕 所属：_____ 役職：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: x-small;">(都職員使用欄) 押印省略時の 本人確認日、確認方法及び確認者</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">□対面 □電話 □テレビ会議</td> <td style="width: 40%; text-align: right; font-size: x-small;">(確認者氏名)</td> </tr> </table> </div> </div>	文書番号 (工事番号)	下水道局工事〇〇〇〇 第〇〇〇〇号	文書番号 (契約番号)	〇〇〇〇第〇〇〇〇号	件名	〇〇区〇〇町〇丁目付近実施設計	委託場所	〇〇区〇〇町〇丁目	契約金額	¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇)	契約年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	履行期限	〇〇年〇〇月〇〇日	着手年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			(都職員使用欄) 押印省略時の 本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	□対面 □電話 □テレビ会議	(確認者氏名)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 統一31 </div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">文書番号 (工事番号)</td> <td style="width: 85%;">下水道局工事〇〇〇〇 第〇〇〇〇号</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <h2 style="margin: 0;">委託着手届</h2> <p style="margin: 0;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="margin: 0;">(発注者宛) 東京都公営企業管理者 下水道局長 〇〇〇〇 殿</p> <div style="margin-top: 20px; text-align: right;"> <p>住所 東京都〇〇区〇〇町二丁目8番1号</p> <p>受託者 株式会社 〇〇コンサルタント</p> <p>氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇</p> <p>〔法人の場合は名称 及び代表者の氏名※〕</p> </div> <p style="margin-top: 10px;">下記のとおり着手</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 20px; width: 60%; margin: 0 auto; text-align: center; color: red; font-size: 2em; font-weight: bold;"> 様式削除 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">文書番号 (契約番号)</td> <td style="width: 85%;">〇〇〇〇第〇〇〇〇号</td> </tr> <tr> <td>件名</td> <td>〇〇区〇〇町〇丁目付近実施設計</td> </tr> <tr> <td>委託場所</td> <td>〇〇区〇〇町〇丁目</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇)</td> </tr> <tr> <td>契約年月日</td> <td>〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td>履行期限</td> <td>〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>着手年月日</td> <td colspan="3">〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※ 受注者氏名欄に記名の上、押印又は押印を省略する場合には以下を記載する。 〔本書類を発行することができる権限を有する者〕 役職：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____</p> <p style="font-size: small;">〔事務担当者〕 所属：_____ 役職：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: x-small;">(都職員使用欄) 押印省略時の 本人確認日、確認方法及び確認者</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">□対面 □電話 □テレビ会議</td> <td style="width: 40%; text-align: right; font-size: x-small;">(確認者氏名)</td> </tr> </table> </div> </div>	文書番号 (工事番号)	下水道局工事〇〇〇〇 第〇〇〇〇号	文書番号 (契約番号)	〇〇〇〇第〇〇〇〇号	件名	〇〇区〇〇町〇丁目付近実施設計	委託場所	〇〇区〇〇町〇丁目	契約金額	¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇)	契約年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	履行期限	〇〇年〇〇月〇〇日	着手年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			(都職員使用欄) 押印省略時の 本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	□対面 □電話 □テレビ会議	(確認者氏名)	<p style="font-size: small;">統一様式(委託着手届)の削減対応</p> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">※ここに示したものの以外についても、全仕様書・全様式の「本書類を発行することができる権限を有する者」の記入欄を削除する。</p>
文書番号 (工事番号)	下水道局工事〇〇〇〇 第〇〇〇〇号																																														
文書番号 (契約番号)	〇〇〇〇第〇〇〇〇号																																														
件名	〇〇区〇〇町〇丁目付近実施設計																																														
委託場所	〇〇区〇〇町〇丁目																																														
契約金額	¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇)																																														
契約年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	履行期限	〇〇年〇〇月〇〇日																																												
着手年月日	〇〇年〇〇月〇〇日																																														
(都職員使用欄) 押印省略時の 本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	□対面 □電話 □テレビ会議	(確認者氏名)																																												
文書番号 (工事番号)	下水道局工事〇〇〇〇 第〇〇〇〇号																																														
文書番号 (契約番号)	〇〇〇〇第〇〇〇〇号																																														
件名	〇〇区〇〇町〇丁目付近実施設計																																														
委託場所	〇〇区〇〇町〇丁目																																														
契約金額	¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇,〇〇〇)																																														
契約年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	履行期限	〇〇年〇〇月〇〇日																																												
着手年月日	〇〇年〇〇月〇〇日																																														
(都職員使用欄) 押印省略時の 本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	□対面 □電話 □テレビ会議	(確認者氏名)																																												

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
設計委託 標準仕様 書（水再生 センター・ ポンプ所 用）（令和4 年4月） P40	（注） 1 提出様式の大きさはA4判タテとする。 2 提出部数は、3部（正本、検査用、担当者）とする。 3 履行期限は、契約書による。 4 提出年月日は、通常は着手年月日と同日とする。 5 宛先は、契約書の委託者と同じとする。 6 網掛けの部分は契約書等の内容を記載する。	（注） 1 提出様式の大きさはA4判タテとする。 2 提出部数は、3部（正本、検査用、担当者）とする。 3 履行期限は、契約書による。 4 提出年月日は、通常は着手年月日と同日とする。 5 宛先は、契約書の委託者と同じとする。 6 網掛けの部分は契約書等の内容を記載する。 <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 20px auto; text-align: center; color: red; font-size: 24px; font-weight: bold;"> 様式削除 </div>	統一様式(委託 着手届)の削減 対応

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
設計委託 標準仕様 書（水再生 センター・ ポンプ所 用）（令和4 年4月） P72	(注) 1 提出様式の大きさは、A4判タテとする。 2 提出部数は、3部（正本、検査用、担当者）とする。 3 工種は、業務内容に基づいて記入する。 4 上記枠内上段に委託着手届と同一の工程を黒の破線、下段に進捗状況を赤の実線で記入する。 なお、各工種の各月に予定した進捗率及び実際の進捗率を記入する。 5 網掛けの部分は契約書等の内容を記載する。 6 ○○月委託業務内容及び進捗状況の記載内容 設計委託標準仕様書の基本設計、実施設計等の業務内容に基づいて問題点及び作業の進捗状況を 記載する。 7 今後の委託業務内容の記載内容 ○○月の問題点及び今後の作業予定を記載する。 （問題点については、進捗遅れの原因と解消方法を記載する。）	(注) 1 提出様式の大きさは、A4判タテとする。 2 提出部数は、3部（正本、検査用、担当者）とする。 3 工種は、業務内容に基づいて記入する。 4 上記枠内上段に 着手時書類 と同一の工程を黒の破線、下段に進捗状況を赤の実線で記入する。 なお、各工種の各月に予定した進捗率及び実際の進捗率を記入する。 5 網掛けの部分は契約書等の内容を記載する。 6 ○○月委託業務内容及び進捗状況の記載内容 設計委託標準仕様書の基本設計、実施設計等の業務内容に基づいて問題点及び作業の進捗状況を 記載する。 7 今後の委託業務内容の記載内容 ○○月の問題点及び今後の作業予定を記載する。 （問題点については、進捗遅れの原因と解消方法を記載する。）	統一様式(委託 着手届)の削減 対応

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
管路内清掃工標準仕様書(令和4年4月) P14	<p>る場合、次の事項のとおり適切な運用を図らなければならない。</p> <p>(1) 交通誘導警備員は、「警備業法」(昭和47年法律第117号)第2条第4項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号に規定する警備業務(「警備員等の検定等に関する規則」(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。)に従事するものとし、常に業務に専念させること。</p> <p>(2) 受注者は、「東京都内における交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線」(東京都公安委員会告示(平成30年4月2日第130号))を遵守し、交通誘導警備業務を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、作業に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。</p> <p>ア 警備業者に業務を行わせる場合</p> <p>(ア) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し</p> <p>(イ) 営業所に配置された安全教育責任者の氏名</p> <p>イ「警備業法」(昭和47年法律第117号)第23条に基づき公安委員会が実施する検定(業務に係る一級又は二級の検定)に合格した者に業務を行わせる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し <p>(4) 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等(警備業者の発行する社員証又は公安委員会から交付された合格証明書)を監督員に提示できるように、常に携帯させること。</p> <p>(5) 受注者は、「警備業法施行規則」(昭和58年総理府令第1号)第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、監督員に提示できるように、常に保管しておくこと。</p> <p>4 歩行者通路の確保</p> <p>受注者は、歩道等で作業を行う場合、関係官公署の指示及び地先住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路の確保に努めなければならない。</p> <p>なお、車道に歩行者通路を設置する場合、堅固な柵等で車道と明確に区分し、その前後に歩行者通路及び矢印を表示した標示板を設置しなければならない。</p> <p>また、歩行者誘導及び車両交通に必要な交通誘導警備員を配置するものとする。</p>	<p>る場合、次の事項のとおり適切な運用を図らなければならない。</p> <p>(1) 交通誘導警備員は、「警備業法」(昭和47年法律第117号)第2条第4項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号に規定する警備業務(「警備員等の検定等に関する規則」(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。)に従事するものとし、常に業務に専念させること。</p> <p>(2) 受注者は、「東京都内における交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線」(東京都公安委員会告示(平成30年4月2日第130号))を遵守し、交通誘導警備業務を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、作業に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。</p> <p>ア 警備業者に業務を行わせる場合</p> <p>(ア) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し</p> <p>(イ) 営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名</p> <p>イ「警備業法」(昭和47年法律第117号)第23条に基づき公安委員会が実施する検定(業務に係る一級又は二級の検定)に合格した者に業務を行わせる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し <p>(4) 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等(警備業者の発行する社員証又は公安委員会から交付された合格証明書)を監督員に提示できるように、常に携帯させること。</p> <p>(5) 受注者は、「警備業法施行規則」(昭和58年総理府令第1号)第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、監督員に提示できるように、常に保管しておくこと。</p> <p>4 歩行者通路の確保</p> <p>受注者は、歩道等で作業を行う場合、関係官公署の指示及び地先住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路の確保に努めなければならない。</p> <p>なお、車道に歩行者通路を設置する場合、堅固な柵等で車道と明確に区分し、その前後に歩行者通路及び矢印を表示した標示板を設置しなければならない。</p> <p>また、歩行者誘導及び車両交通に必要な交通誘導警備員を配置するものとする。</p>	警備業法中の文言にあわせる対応

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
管路内調査工標準仕様書(令和4年4月) P15	<p>則第20号) 第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。)に従事するものとし、常に業務に専念させること。</p> <p>(2) 受注者は、「東京都内における交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線」(東京都公安委員会告示(平成30年4月2日 第130号)を遵守し、交通誘導警備業務を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、作業に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。</p> <p>ア 警備業者に業務を行わせる場合</p> <p>(7) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し</p> <p>(4) 営業所に配置された安全教育責任者の氏名</p> <p>イ「警備業法」(昭和47年法律第117号)第23条に基づき公安委員会が実施する検定(業務に係る一級又は二級の検定)に合格した者に業務を行わせる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し <p>(4) 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等(警備業者の発行する社員証又は公安委員会から交付された合格証明書)を監督員に提示できるように、常に携帯させること。</p> <p>(5) 受注者は、「警備業法施行規則」(昭和58年総理府令第1号)第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、監督員に提示できるように、常に保管しておくこと。</p> <p>4 歩行者通路の確保</p> <p>受注者は、歩道等で作業する場合、関係官公署の指示及び地先住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路の確保に努めなければならない。</p> <p>なお、車道に歩行者通路を設置する場合、堅固な柵等で車道と明確に区分し、その前後に歩行者通路及び矢印を表示した標示板を設置しなければならない。</p> <p>また、歩行者誘導及び車両交通に必要な交通誘導警備員を配置するものとする。</p> <p>2.5 労働災害防止</p> <p>1 安全優先</p> <p>受注者は、作業中において第三者、作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるとともに、労働安全衛生法その他関連法令等に基づく措置を常に講じておくものとする。</p> <p>また、現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設</p>	<p>則第20号) 第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。)に従事するものとし、常に業務に専念させること。</p> <p>(2) 受注者は、「東京都内における交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線」(東京都公安委員会告示(平成30年4月2日 第130号)を遵守し、交通誘導警備業務を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、作業に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。</p> <p>ア 警備業者に業務を行わせる場合</p> <p>(7) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し</p> <p>(4) 営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名</p> <p>イ「警備業法」(昭和47年法律第117号)第23条に基づき公安委員会が実施する検定(業務に係る一級又は二級の検定)に合格した者に業務を行わせる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し <p>(4) 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等(警備業者の発行する社員証又は公安委員会から交付された合格証明書)を監督員に提示できるように、常に携帯させること。</p> <p>(5) 受注者は、「警備業法施行規則」(昭和58年総理府令第1号)第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、監督員に提示できるように、常に保管しておくこと。</p> <p>4 歩行者通路の確保</p> <p>受注者は、歩道等で作業する場合、関係官公署の指示及び地先住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路の確保に努めなければならない。</p> <p>なお、車道に歩行者通路を設置する場合、堅固な柵等で車道と明確に区分し、その前後に歩行者通路及び矢印を表示した標示板を設置しなければならない。</p> <p>また、歩行者誘導及び車両交通に必要な交通誘導警備員を配置するものとする。</p> <p>2.5 労働災害防止</p> <p>1 安全優先</p> <p>受注者は、作業中において第三者、作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるとともに、労働安全衛生法その他関連法令等に基づく措置を常に講じておくものとする。</p> <p>また、現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設</p>	警備業法中の文言にあわせる対応

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類名称	読み替え前		読み替え後		備考
設備工事標準仕様書(令和5年4月) P25	<p>1.3.11 交通誘導警備員の適切な運用</p> <p>1.3.12 災害等発生時の安全確保</p> <p>1.3.13 警戒宣言発令時対策</p> <p>1.3.14 安全教育</p>	<p>受注者等は、工事、作業等の規模や内容にかかわらず、交通誘導警備員を配置する場合、次の各号により適切な運用を図る。</p> <p>(1) 交通誘導警備員は、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第4項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号に規定する警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下この項において「業務」という。）に従事するものとし、常に業務に専念させる。</p> <p>(2) 受注者等は施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出する。</p> <p>ア 警備業者に業務を行わせる場合</p> <p>(ア) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し</p> <p>(イ) 営業所に配置された安全教育責任者の氏名</p> <p>イ 警備業法第 23 条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合</p> <p>(ア) 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し</p> <p>(3) 受注者等は、交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等（警備業者の発行する社員証又は公安委員会から交付された合格証明書）を監督員に提示できるように、常に携帯させる。</p> <p>(4) 受注者等は、警備業法施行規則（昭和 58 年総理府令第 1 号）第 38 条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、監督員に提示できるように、常に保管しておく。</p> <p>(1) 受注者等は、災害又は事故が発生した場合、人命の安全確保を最優先し、応急処置を施すとともに、二次災害の発生防止に努め、直ちに「1.3.1 施工管理」(3)に定める緊急連絡表に従って、監督員及び関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 受注者等は、(1)の後速やかに、当局が別に定める受注者等提出書類基準に基づき報告書を作成し、監督員に報告する。</p> <p>受注者等は、警戒宣言発令時「施工計画書の震災時対策」に基づき、施工場所の保安体制を確保するとともに「1.3.1 施工管理」(3)に定める緊急連絡表に従って関係者に連絡する。</p> <p>(1) 受注者等は、作業員に対して定期的に安全教育等を行い、安全意識の向上を図る。</p> <p>なお、新規の現場入場作業員等は、安全教育等を実施後でなければ就業さ</p>	<p>1.3.11 交通誘導警備員の適切な運用</p> <p>1.3.12 災害等発生時の安全確保</p> <p>1.3.13 警戒宣言発令時対策</p> <p>1.3.14 安全教育</p> <p>受注者等は、工事、作業等の規模や内容にかかわらず、交通誘導警備員を配置する場合、次の各号により適切な運用を図る。</p> <p>(1) 交通誘導警備員は、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第4項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号に規定する警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下この項において「業務」という。）に従事するものとし、常に業務に専念させる。</p> <p>(2) 受注者等は施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出する。</p> <p>ア 警備業者に業務を行わせる場合</p> <p>(ア) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し</p> <p>(イ) 営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名</p> <p>イ 警備業法第 23 条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合</p> <p>(ア) 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し</p> <p>(3) 受注者等は、交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等（警備業者の発行する社員証又は公安委員会から交付された合格証明書）を監督員に提示できるように、常に携帯させる。</p> <p>(4) 受注者等は、警備業法施行規則（昭和 58 年総理府令第 1 号）第 38 条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、監督員に提示できるように、常に保管しておく。</p> <p>(1) 受注者等は、災害又は事故が発生した場合、人命の安全確保を最優先し、応急処置を施すとともに、二次災害の発生防止に努め、直ちに「1.3.1 施工管理」(3)に定める緊急連絡表に従って、監督員及び関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 受注者等は、(1)の後速やかに、当局が別に定める受注者等提出書類基準に基づき報告書を作成し、監督員に報告する。</p> <p>受注者等は、警戒宣言発令時「施工計画書の震災時対策」に基づき、施工場所の保安体制を確保するとともに「1.3.1 施工管理」(3)に定める緊急連絡表に従って関係者に連絡する。</p> <p>(1) 受注者等は、作業員に対して定期的に安全教育等を行い、安全意識の向上を図る。</p> <p>なお、新規の現場入場作業員等は、安全教育等を実施後でなければ就業さ</p>	<p>警備業法中の文言にあわせる対応</p>	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和6年4月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備考
建築工事 標準仕様 書（水再生 センター・ ポンプ所 用）（令和 5年4月） P52	<p>（9）照明対策 受注者は、施工に当たり、十分な照度の照明及び安全通路を常に確保するとともに照明機器の省エネルギーに努めなければならない。</p> <p>（10）開口設置時の注意事項 受注者は、ダクト等の施工に伴い既設壁・床版に開口を設ける場合、事前に施設構造とプラント設備等の配置を十分調査・確認した上で施工しなければならない。</p> <p>1. 4. 6 交通誘導警備員の適切な運用</p> <p>受注者は、通行人、車両交通等の安全を確保するため、工事、作業等の規模や内容にかかわらず、工事車両の出入口には交通誘導警備員、標識等を配置し、通行の誘導、整理を行う。受注者は、交通誘導警備員を配置する場合、次に掲げる事項について、適切な運用を図らなければならない。</p> <p>（1）交通誘導警備員の業務 交通誘導警備員は、「警備業法」（昭和47年法律第117号）第2条第4項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号の警備業務（「警備員等の検定等に関する規則」（昭和58年総理府令第1号）第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。）に従事するものとし、常に業務に専念させる。</p> <p>（2）提出書類 受注者は施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出しなければならない。 ア 警備業者に業務を行わせる場合 （ア）当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し （イ）営業所に配属された安全教育責任者の氏名 イ 「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合 （ア）当該警備業者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し</p> <p>（3）身分証明書の携行 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等（警備業者の発行する社員証、あるいは公安委員会から交付された合格証明書）を当局監督員に提示できるように、常に携行させなければならない。</p>	<p>（9）照明対策 受注者は、施工に当たり、十分な照度の照明及び安全通路を常に確保するとともに照明機器の省エネルギーに努めなければならない。</p> <p>（10）開口設置時の注意事項 受注者は、ダクト等の施工に伴い既設壁・床版に開口を設ける場合、事前に施設構造とプラント設備等の配置を十分調査・確認した上で施工しなければならない。</p> <p>1. 4. 6 交通誘導警備員の適切な運用</p> <p>受注者は、通行人、車両交通等の安全を確保するため、工事、作業等の規模や内容にかかわらず、工事車両の出入口には交通誘導警備員、標識等を配置し、通行の誘導、整理を行う。受注者は、交通誘導警備員を配置する場合、次に掲げる事項について、適切な運用を図らなければならない。</p> <p>（1）交通誘導警備員の業務 交通誘導警備員は、「警備業法」（昭和47年法律第117号）第2条第4項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号の警備業務（「警備員等の検定等に関する規則」（昭和58年総理府令第1号）第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。）に従事するものとし、常に業務に専念させる。</p> <p>（2）提出書類 受注者は施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出しなければならない。 ア 警備業者に業務を行わせる場合 （ア）当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し （イ）営業所に配属された警備員指導教育責任者の氏名</p> <p>イ 「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合 （ア）当該警備業者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し</p> <p>（3）身分証明書の携行 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等（警備業者の発行する社員証、あるいは公安委員会から交付された合格証明書）を当局監督員に提示できるように、常に携行させなければならない。</p>	<p>警備業法中の 文言にあわせ る対応</p>